

第九十一回国会 衆議院 地方行政委員会議録第十九号

昭和五十五年四月二十五日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事

大石 千八君

理事

松野 幸泰君

理事

神沢 浄君

理事

三谷 孝治君

理事

小澤 淳君

理事

龜井 善之君

理事

北口 博君

理事

加藤 万吉君

理事

安藤 巍君

理事

田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣

國家公安委員會

後藤田正晴君

出席政府委員

警察廳刑事局保

安部長

自治省財政局長

土屋 佳照君

消防廳長官

近藤 隆之君

委員外の出席者

警察廳警備局警

備課長

防衛廳防衛局運

用第一課長

科技術研究局地質研究所

研究調整官

國土廳長官官房

震災対策課長

大蔵省主計局主計官

文部省管理局教育部指導課

福岡純一郎君

佐藤 浩君

城野 好樹君

三浦 瞳広君

同日

辞任

委員の異動
四月二十四日

補欠選任

日本国有鉄道旅

客局サービス課

調査室長

日本国鉄道旅

客局サービス課

同日

辞任

日本國有鉄道旅

客局サービス課

日本國有鉄道旅

客局サービス課

日本國有鉄道旅

日本國有鉄道旅

厚生省医務局指 小沢 杜六君

導助成課長 小沢 杜六君

厚生省社会局施 岡光 序治君

設課長 岡光 序治君

運輸省港湾局計 藤野 側吾君

画課長 藤野 側吾君

気象庁観測部地 渡辺 偉夫君

建設省計画局民 齊藤 衛君

間宅地指導室長 齊藤 衛君

建設省河川局都 陣内 孝雄君

市河川課長 陣内 孝雄君

消防庁技術監理 矢苦野義郎君

官長 猪俣 為久君

日本國有鉄道旅 近藤 良司君

転局保安課長 近藤 良司君

地方行政委員會 岡田 純夫君

調査室長 岡田 純夫君

日本國有鉄道旅 河本 敏夫君

日本國有鉄道旅 北口 博君

日本國有鉄道旅 権名 素夫君

日本國有鉄道旅 丹羽 雄哉君

日本國有鉄道旅 河本 敏夫君

日本國有鉄道旅 亀井 静香君

四月二十三日
退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(柴田弘君紹介)(第四五三九号)
重度重複身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(小野信一君紹介)(第四六四九号)
同月二十五日
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の修正に関する請願(瀬長亀次郎君紹介)(第四七三五号)
退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(柴田弘君紹介)(第四八一八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(參議院送付)
地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
地方自治・地方財政、警察及び消防に関する件

○後藤田國務大臣 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。
この法律案は、最近における獵銃を使用した犯罪及び猟銃または空氣銃に起因する事故の実情にかんがみ、獵銃の所持の許可の基準を整備し、銃砲の保管に関する規制を強化するとともに獵銃等の所持の許可の取り消し事由を整備し、あわせて射撃教育の用途に供する獵銃の備えつけ制度を新設すること等をその内容とするものであります。
まず第1に、所持の許可の基準について
御説明いたします。
銃砲または刀剣類、特に獵銃を使用した犯罪は依然として多発しております。これを防止するため所持の許可基準を一層厳格にする必要があります。
そこで、許可の際の審査をより的確にするため申請者が提出する銃砲または刀剣類の所持の許可申請書及び添付書類の様式の整備を図ることとし、許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けている場合には、銃砲または刀剣類の所持の許可をしてはならないこととしたのであります。

○松野委員長代理 委員長が所用のため、その指名により、私が委員長の職務を行います。
内閣提出に係る銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田國務大臣。

次に、銃砲または刀剣類の所持の許可を取り消された者及び銃砲または刀剣類を不法に所持し、あるいは銃砲の保管義務または銃砲もしくは刀剣類の譲り渡しの制限に違反するなどして罰金以上の刑に処せられた者に係る銃砲もしくは刀剣類の所持の許可の欠格期間を五年とすることとしたの

であります。

また、銃砲、刀剣類または刃物を使用して、人の生命または身体を害する罪その他の死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮に当たる凶悪な罪で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者には、猟銃の許可をしてはならないものとすることとしたのであります。

第二に、射撃教習用途の猟銃の備えつけ制度等について御説明いたします。

現在、新たに猟銃を所持しようとする者に対しでは、都道府県公安局が行う技能検定または教習射撃場において行う射撃教習を受けさせることとしており、そのため、各人に猟銃の所持の許可を与え、猟銃の自己保管もできることとしているのであります。しかし、これらのは猟銃の取り扱いがふなれな初心者であることなどにかんがみ、技能検定を受ける者には都道府県公安局の指定する猟銃、射撃教習を受ける者には教習射撃場に備えつけられた猟銃を使用させることにより、各人に猟銃の所持の許可を与えないこととしたのであります。

これに伴い、教習射撃場には、射撃教習の用途に供するため必要な猟銃を備えつけなければならぬこととともに、その保管等について、所要の規定の整備を行うものであります。

第三に、猟銃の保管に関する規制の強化について御説明いたします。

現行法におきましては、銃砲の許可を受けた者がみずから銃砲を保管する場合には、堅固な保管設備に施錠して行わなければならないことになりますが、保管が不適切なため銃砲の盗難が多発していることにかんがみ、銃砲の保管の設備及び方法の基準を新たに総理府令で定め、これによつて保管を行わなければならないこととしたのであります。

また、都道府県公安局は、保管する銃砲が猟銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上その保管の状況を調査する必要があると認

めるときは、あらかじめ通告した上、その必要な限度において、警察職員に、猟銃の保管場所に立ち入り、検査させ、または関係者に質問させることができることとするとともに、銃砲の保管をする者について、その保管の設備または方法が総理府令で定める基準に適合していない場合など危害予防上必要があると認めるときは、これらの者に

対し、保管の設備または方法の改善その他危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずることがであります。

第四に、所持許可の取り消し事由の整備等について御説明いたします。

猟銃及び空氣銃は、狩猟、有害鳥獣駆除または標的射撃の用途に供するためこれを所持しようとするとする場合に許可することになつてゐるのであります。しかし、都道府県公安局は、猟銃または空氣銃の所持許可を受けた者が、引き続き三年以上、猟銃または空氣銃を許可に係る用途に供していないと認めるとときは、危害予防の観点から不必要な銃を排除するためその許可を取り消すことができる

こととしたのであります。

そのため、都道府県公安局は、猟銃または空氣銃の所持の許可を受けた者に対し、許可された猟銃または空氣銃を許可に係る用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることがあります。

その他の手数料の額の改定、罰則の整備等所要の改正をすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○松野委員長代理 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○松野委員長代理 次に、内閣提出に係る地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。後藤田自治大臣。

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○後藤田國務大臣 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、すでに、一般労働者の災害補償につい

て、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を、また、国家公務員の災害補償について、人事院の意見の申し出に基づき、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を、それぞれ今国会に提出いたしておりますが、地方公務員の災害補償制度につきましても、公務上の災害または通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対し保護の充実を図るために、これらと同様の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申

し上げます。

まず第一は、遺族補償年金の額の引き上げであ

ります。現在、遺族補償年金の額は、遺族の人数

の区分に応じ、平均給与額の年額の三五%から六

七%に相当する額となつておりますが、これを遺

族の人数の区分一人の場合を最高として、平均

六・一%引き上げ、平均給与額の百五十三日分か

ら二百四十五日分に相当する額にすることといた

しておられます。

第二は、身体障害に対する評価の改善であります。

神経系統の機能、精神または胸腹部臓器の機能に著しい障害を残す場合において、現在、常に介護を要する程度の障害は障害の等級第一級として、終身労務に服することができない程度の障害

それらの障害により随時介護を要する状態にある場合について、新たに障害の等級第二級として評価することとしたっております。

第三は、障害補償年金差額一時金の支給に関する制度の創設であります。当分の間、障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、すでに支

払われた障害補償年金及び障害補償年金前払一時

金の額が障害の等級に応じ、それぞれ平均給与額

の五百六十日分から千三百四十日分に相当する額に満たないとときは、その遺族に対し、その請求に

基づき、補償として、その差額に相当する額を支給することとしたっております。

第四は、障害補償年金前払一時金の支給に関する制度の創設であります。当分の間、障害補償年

金の受給権者が自治省令で定めるところにより申し出たときは、補償として、障害の等級に応じ、

それぞれ平均給与額の五百六十日分から千三百四十日分に相当する額を限度として自治省令で定め

る額を前払一時金として支給することとしたとしております。

第五は、小口資金の貸し付けを受けるための措置であります。年金受給者が一時的に必要とする

資金の需要に応じ、年金を受ける権利を担保として国民金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けが受けられる道を開くこととしたとしております。

第六は、遺族補償年金に係る一時金に関する規定その他の所要の規定の整備を図ることとした

定、年金たる補償の支給事務の簡素化を図るために規定その他の所要の規定の整備を図ることとしたとしております。

以上が地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松野委員長代理 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○松野委員長代理 以上で本案の提案理由の説明

○松野委員長代理 次に、内閣提出に係る昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済

総合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

○後藤田國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等について、別途本国会で御審議をいただいておりま思恩法等の一部を改正する法律案による改正内容に準じてその額の引き上げ等の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、地方議会議員の退職年金等についての増額改

定の措置及び地方団体関係団体職員の年金制度について地方公務員の共済組合制度の改正に準ずる所要の措置を講じようとするものであります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、その一は、地方公務員共済組合が支給する退職年金等について、恩給の増額改定の措置に準じ、その額を引き上げることであります。すなわち、昭和五十四年三月三十日以前に給付事由が生じた退職年金について、本年四月分から平均約三・五%増額する措置を講ずることとしております。

その一は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び障害年金の最低保障額を引き上げるとともに、恩給における増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引き上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

以上のはか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等所要の措置を講ずることとしております。

第二は、その他の年金制度の改正に関する事項についてであります。

すなわち、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、その額の増額改定を行うとともに、地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

以上が、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○松野委員長代理 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○松野委員長代理 次に、内閣提出に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。後藤田自治大臣。

〔本号末尾に掲載〕

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

〔後藤田国務大臣　ただいま議題となりました地

方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、別途本国会で御審議をいただいております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による厚生年金における年金額の引き上げに伴い、地方公務員共済組合の退職年金等について、その算定の基礎となる定額部分の額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員の年金制度について地方公務員共済組合制度の改正に準する所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申しあげます。

第一は、地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項についてであります。

まず、その一は、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、地方公務員共済組合が支給する退

第一は、地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項についてであります。
まず、その一は、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、地方公務員共済組合が支給する退職年金等について、退職年金等の額のうち通算退職年金等について、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、退職年金等の最低保障額を引き上げることとしております。

第二は、地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項についてであります。
すなわち、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員の共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。
以上が、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。
○松野委員長代理 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○松野委員長代理 地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大石千八君。

○大石委員 地方行政委員会は、おととい二十三日に静岡県及び神奈川県に赴きまして、去年東海地震の強化指定地域になりました地域の様子につきまして視察をしてまいりました。そしてまた、指定を受けたことに伴いまして財政的な措置がとられるようになりますと万全を期すことができない、せつかく指定をされたこの地域が地震対策に万全を期していかなければならないということをしみじみ感じたわけでございます。

特に、万全の措置をとるということに関しまして第一に大事なことは、地震の予知をより正確にできるかということをございます。予知の確率ができるれば高いほど、それだけ地震に対する対策もできるわけでありますし、正確な対応ができるということになりますし、それから、それに伴つて防災措置をとるために、財政的な裏づけを持つたハード面での建築物等の整備。それからもう一つは、ソフトな面と申しますか、住民が対応できるような日ごろの訓練、そういうようなものが両々相まって初めて地震対策に對しての措置ができるということになるわけであります。が、むずかしい問題は、そのような準備をしておりましても、学者の説によりましても、極端に言えばあ起きたら、不思議ではないけれども六十年後になるかもしれません、この辺のところが長期的に予知をするということは非常にむずかしいということだと思います。しかし、短期的に考えれば、直前の地震の判定は大分自信を持ってできるのではないかと、いう観測も非常に強まっているところでございました。す。

予知のことに関しては後ほどまたお伺いするといつしまして、その強化地域に指定をされたことに伴う財政特別措置に対し、今国会でもございました。ひそその成立が望まれるところでありますと、国会の会期もあと残り少なくなつてしまりましたの

で、ぜひこの特別措置法の制定について、私ども努力をしてまいりますし、また関係当局にもお願

いをしたいと思うわけでございます。
特に、大震法の制定に際して全党一致で財政特別措置を講ずる附帯決議がされているところでござります。そしてまた、去年の予算編成時において

ても、国土庁長官と大蔵大臣の折衝の経過を踏まえて、財政特別措置を検討していくということが多い。予算措置の段階で約束をされたわけでござります。具体的なことではございませんでしたけれども、大蔵大臣が国土庁長官と会って、この財政特別措置に関しては十分に前向きにやるということを言つておるわけでございますけれども、その後、

○城野説明員 御説明を申し上げます。
この財政特別措置に対して国土庁が窓口になつてやつておるわけがありますけれども、その辺の御決意と、去年の予算のときに前向きの姿勢の発言をされたそのときの情勢とそれから今日の情勢が、そのとおりに進んでるかどうかということを、まず国土庁にお尋ねしたいと思います。

先生、いまお話しのとおり、五十五年度の予算編成に際しまして国土庁長官と大蔵大臣との間で、大規模地震対策特別措置法に基づきます緊急整備事業の整備に関しての地方公共団体等の財政負担につきまして特別の措置を講ずるかどうかかといふことについては、早急に事業の種類、量、各種五カ年計画との関係、地方公共団体に及ぼす財政の影響ということにつきまして検討をし、早急に結論を出すという、そういうやりとりがあつたわけでござります。

その後、国土庁といたしましては、公共団体の側から昨年の十二月の時点で約九千億円という要望がございましたものにつきまして、事業所を所管しております関係省庁と事業量、事業の種類等につきまして突き合わせの作業を行つたところでございます。過日新聞等で報じられておりましたように、その金額がほぼ五千五百億円ということでおちついておるわけでございます。

この金額の負担につきまして現在、補助率のか

さ上げ措置をどの程度講すべきか、また、地方財政上の特別措置をどうすべきかということについて鋭意検討をしておるところでござります。また、五千五百億の中には、すでに大規模地震対策特別措置法の施行令で緊急に整備すべき施設として、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路等が定めてございますが、そのほかに、病院、学校、社会福祉施設、すべり等防止事業、津波対策事業、水道事業等についても御要望がございまして、これについて政令に入れるかどうか、また、入れる場合にその事業の範囲はいかがかということについてもあわせて検討をしておるところでございま

○大石委員 最初九千億という数字で関係の六県百七十市町村が要望をしたのに比べて、いろいろ煮詰めて全体の事業量が五千五百億というところまで煮詰まつてきてるわけでござりますが、政令指定事業も、最初は避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設等でございましたものを、そのほか、政令指定事業として病院、福祉、学校あるいは津波対策、山崩れの防止、こういったところまで広げていただきたいということでお願いをしているところでございますが、何といいましても五千五百億という大きな事業でございまして、これは非常に財政的に規模の小さい地方自治体にとりましては、当然のことながら大変大きな重荷になるわけでございます。そしてまた、この地震という、全く自己責任において起こり得るものではない、そういう自然の大きな力による災害を防止をしなければならないということにな

りますと、当然これは国としての地震対策ということをまた考へていただかなくてはならないわけですが、さいまして、御説のように、いろいろそのような責任を国土庁が窓口になってやってくださつておるわけでございますけれども、これは地方自治体のことに関する指導である。自治省ももちろんございますが、病院関係、社会福祉関係の厚生省、あるいは学校関係の文部省、そしてまた建設省等、それぞれの役所の御理解を得て、

なるべくたくさんのお願いをしたい、事業にましても相当しづつとお願いをしてくる

新しく政令指定事業として要望しております中
ところでありますので、この御要望を十分に満た
していただきたい、こういうように考えていると
ころでございます。

で、個別にお伺いをしたいわけでありますけれども、病院の整備に関しては、これは実質的に特例を除くと全部普通の場合は病院に対しては補助対象にならない、特別な施設に関しては補助対象もございますけれども、まあ一般には補助対象にならないというところを、自治体からの要望では、二分の一くらいは公的病院に関して補助対

象にしていただきたいということでもお願いがされてるわけでございます。この病院の特に公的病院ということに限つて最初はいろいろ、これは公的も私的も区別は、実際問題としてはそこに入院しているあるいはそこで治療を受けている患者にとりましては危険度は同じことですから、公的にかかわらず補助対象にしていただくのが本

来でしたら一番いいわけでありますけれども、そういう私的なものまでということになりますと非常に対象範囲も広がっていくということで、公的にいふことにしほってお願ひをしているところでござりますけれども、厚生省としてはこの辺の受けとめ方をどうされておりますのか、伺いたいと思います。

○小沢説明員 いま先生御指摘のように病院関係につきましては、一般的な病院の整備につきましては原則として診療報酬で賄うということです、す

べて自前で建設をしていただくというのが原則になつておるわけでござります。ただ、先生からもお話をございましたように特殊な、診療報酬で賄えないような不採算な医療ということで、救急医療でござりますとか僻地医療でござりますとか、あるいは特殊な診療部門ということでがんの医療でござりますとか、そういった部分的な医療につきまして補助制度を設けまして、從来から公的病院を中心といたしまして補助をしてきたところですが

それで、今回の地震対策につきまして私どもと
ざいます。

いたしましては、このような従来の補助の体系と
いうものが、全般的な病院整備全体にかかるる補
助というような制度がないわけでございまして、
救急とかがんの診療部門でござりますとか、やや

病院の機能の中での部分的な補助というような形の体系が従来の体系でございました関係もございまして、今回地震対策ということで各県から御要望がございますのは、建物全体を耐震構造にするということで病院全体の建てかえという御要望でございますので、これらの従来の補助体系との関連でなかなかむずかしい問題があるというふうに

理解しておるわけでございます。それで、そういう従来の補助制度との均衡等も考慮いたしながら、政府部内で地震対策いたしまして政令の範囲をどのように定めていくかというようなことを全体として検討しているわけでございますので、そのような中でさらに検討をしていきたいと思つております。

○大石委員 当然これは今までとは違う前向きの姿勢で、補助をするということにに関しては相当の積極的な考えを示していただいているわけですね。

そのための重要な機能を果たさなければならぬ施設なわけでござりますので、そういう重要な機能を持つておるということを念頭に置きつつ検討をさせていただきたいということでござります。

○大石委員 病院のことに関してはできるだけ現状にかんがみまして、地方自治体の要望に対しこたえていただくようにお願いをしておきたいと存ります。

それから、社会福祉施設に関しては、現行

でも二分の一補助ということがとられておるわけでござりますけれども、その補助率のかさ上げ等、あるいは別途方法があればさらにもう一件事情として、前向きの検討がなされておりますかどうか、今度は福祉施設関係に関してお伺いいたしました。

○岡光説明員 現在の政令指定事業には、いわゆる社会福祉施設は入っておりませんので、まず政令に指定をする対象にするかどうか、これが一つ問題があるわけでござります。これにつきましては、現在の政令に指定されている事業は、発災時における直接的な防災施設というふうに理解をしておるわけでござりますけれども、この政令の範囲につきまして今後、どういうふうに考えていくかというのが一つのポイントであろうというふうに考えております。したがいましてその問題につきましては、いま関係省庁ともいろいろ話をしておるところでございまして、その中で検討してまいりたいと考えております。

それから補助の問題でございますが、現行は先生いまおつしやいましたとおり国庫補助二分の一、それからその施設の所在しておる都道府県が四分の一を持ちまして、合わせますと四分の三の補助になるわけでござります。残りが事業主体、まあ公立の場合、民間の場合あるわけでございますが、残りを持つことになつております。この国庫補助二分の一をかさ上げするかどうかといふことでございますが、現行の補助につきまして、他制度とのバランスもいろいろありますので、そういったことも勘案しながら、事業主体における財政負担能力とかあるいは事業促進の緊急度等、やはり総合的に判断する必要があろうかとも考えておりますけれども、いろいろ関係地方団体等から御意見、御要望もありますので、関係省庁とともによく御協議をしながらひとつ慎重に対処してまいりたい、そんなふうに考えております。

○大石委員 その他学校整備に関しても、きょうは文部省は来ておらないようでございますけれども、学校自体が避難場所になるという色彩もある

ものですから、これはどうしても相当強固なものでないと児童の生命に支障があるということでおざいますので、国土庁の方でもひとつよろしく又部省に対してお働きかけをお願いしたいところでございます。

建設省はまだ来てませんね。——では、建設省は後回しにいたしますが、最初は九千億というそういう要望が出されたときには、補助率は四分の三くらいが一応のめどだということやつたわけでもござりますけれども、いろいろ実情を相当厳しいといふことでござりますので、ぜひこの線は、補助率の三分の一といふことが基本的にできますように強く御要望をしておくところでござります。

それから、全体の負担といたしまして、ただいま五千五百億という数字までに煮詰まつておりますけれども、国土庁といだしまして、大体この五千五百億の全体事業量といふことはお認めいただくといいますか、大体このぐらいいの線でいつていいのではないかという感触を持つておられますか、どうですか。

○城野説明員 御説明申し上げます。

先ほども申しましたように、各県と事業を所管しておりますが、まだ煮詰まつていないものの中には緩急地整備、これは時期的にまだ調査の段階でありますので、まだ結論は出ないと思ひます。が、非常に危険度の大きいものの一つとして貯木場があるわけでござります。

この貯木場は、静岡では清水港などがそうでござりますけれども、このところに非常に大きな波をかぶるということになりますと、きわめて人身に及ぼす被害が大きい。流木が散らばるということによる損失は、これは公的な面ではありますけれども、その流木によって非常に背後地に影響があるということから、貯木場に関して強化策をとる必要性が非常に高いと思うわけでござりますけれども、運輸省の見解はいかがでございましょうか。

○藤野説明員 貯木場からの木材の流出に伴いまして政令指定は、御要望のあるものについてはできるだけ政令指定事業として取り上げていただきたいという考え方を持つておるわけでござります。

その場合に、各省によりまして事業の量の査定の要望事業及びすでに政令に指定されている事業の統計でございます。そのうち、基本的な私どもの考え方いたしましては、ごく一部のものを除き

でありますけれども、いろいろ関係地方団体等から御意見、御要望もありますので、関係省庁とともによく御協議をしながらひとつ慎重に対処してまいりたい、そんなふうに考えております。

○大石委員 その他学校整備に関しても、きょう

ものに乗り得るような精度を持つたものであるかどうかということにつきましては、今後さらに詰めを行う必要があるものもございます。たとえば学校、保育所、病院というようなものにつきましては、個々の建物につきまして耐震診断を行ふというようなことによりまして、どれだけの改築をすればいいか、補強をすればいいかというようなことは今後の具体的な結果に残されておりますので、われわれの認識いたしましては、多少そこのところは今後数字は変わることはあり得ると考えておるわけでございますが、大方のところ、関係各省並びに国土庁として必要な事業量の認識としては、先ほど申し上げました五千五百億であるという認識を持っておるわけでござります。

○大石委員 大分国土庁と各省との話し合いも進んでおられるようで、御努力をいただいておりますことを多とされるところでございますが、そういう中で、まだ煮詰まつていないものの中には緩急地整備、これは時期的にまだ調査の段階でありますので、まだ結論は出ないと思ひますが、非常に危険度の大きいものの一つとして貯木場があるわけでござります。

この貯木場は、静岡では清水港などがそうでござりますけれども、このところに非常に大きな波をかぶるということになりますと、きわめて人身に及ぼす被害が大きい。流木が散らばるということによる損失は、これは公的な面ではありますけれども、その流木によって非常に背後地に影響があるということから、貯木場に関して強化策をとる必要性が非常に高いと思うわけでござりますけれども、運輸省の見解はいかがでございましょうか。

○藤野説明員 いまお話しの地震対策の一環と申しますか、貯木場からの木材の流出によりますところの被害防止のため、たとえばいま申し上げました施設の整備につきましても、地方債といいますか、現行の方式を活用して管理者に対する助成といいますかお手伝いといいますか、そういう方法で対応していくといふふうに考えておるところでござります。

○大石委員 大変具体的ではないけれども、

全体的には前向きの御答弁をいたしましたので、ぜひそういうようなことで、具体的な対応策として積極的な、新たに補助をするとか、補助制度を財政特別措置に関してやつておられたあ

るということをぜひお願いしたいと思うわけであります。今まで起債でやつてくるといふことは、木材そのものが結局、民間の企業でござりますか

のだと、いうふうに考えておりまして、いま申し上げましたような保留されの補強だと流出防止さくの整備のみならず、そういう防波堤の整備といふようなものも含めて、現地の実情に合ったような効果的な対策といふものをとつていかなければならぬというふうに思つております。われわれといだしましても、そのような結果が得られますが、その制度の手直し、たとえば補助制度をうに考えておるところでございます。

○大石委員 いままででございましたと、これは補助事業といふにはなつておらない。大体地方自治体が管理者になると想ひますけれども、管理者が起債でやつておるというような状況でござりますが、その制度の手直し、たとえば補助制度をつくるとかそういうことはお考えになつておりますせんでしょうか。

○藤野説明員 先生お話しのように、港湾内の貯木場の整備につきましては、これを管理者が行います場合に運輸省といだしまして、港湾整備促進法に基づきまして、港湾管理者に對して地方債のあつせんを行うというやり方でまいつておるわけござります。

いまお話しの地震対策の一環と申しますか、貯木場からの木材の流出によりますところの被害防止のため、たとえばいま申し上げました施設の整備につきましても、地方債といいますか、現行の方式を活用して管理者に対する助成といいますかお手伝いといいますか、そういう方法で対応していくといふふうに考えておるところでござります。

○大石委員 大変具体的ではないけれども、

全体的には前向きの御答弁をいたしましたので、ぜひそういうようなことで、具体的な対応策として積極的な、新たに補助をするとか、補助制度を財政特別措置に関してやつておられたあ

るということをぜひお願いしたいと思うわけであります。今まで起債でやつてくるといふことは、木材そのものが結局、民間の企業でござりますか

ら、そういう意味でなかなかそういうものをやれるということには一つの問題があつたと思います。この貯木場の被害の防止のための強化ということによつて、そのもの自体が、たとえばほかの箱物といいますか建物の場合には、強化することによってメリットがあるわけありますけれども、貯木場の場合は、防災施設を強化することが木材業者にとりましてメリットがあるということは、災害がなれば関係ないわけありますから、そういう意味におきまして、これは当然、特別に震災対策措置の中に入れていただくことが大変必要だというふうに私は考えておりますので、どうかいま御答弁いただきましたそのような前向きのお考への中で、ぜひ具体的にそれを肉づけしていただきたい、御要望を申し上げておくところでございます。

そのほか、それちなんでやはり非常に重要なことは、海岸あるいは河川、こういったものが地震によって津波を呼び起す、地震発生後、物の十分前後で津波という形であらわれてくるわけでございまして、特に静岡県では焼津市のように、津波の被害を非常に受けやすい地域で五万五千人その地域内に住んでいる、マグニチュード八ぐらいの地震が急に起きた場合には、一万人は助からないだろうというようなことさえ言われているところでありますので、特に河川、海岸等に関しましては特別な措置を十分に講じていただきますように、これは非常に重要な問題だというふうに考えますので、後で建設省が参りましたらお伺いをしておきたいと思うところでございます。

さて、このようにいまそれぞれの担当の厚生省あるいは文部省、運輸省、建設省等で御努力をいたしておりますところでござりますけれども、これも全体としてすべて地方自治体の肩がわりをするということにはなかなかねわけでございまして、静岡県あたりでは法人事業税の課徴金を相当ふやしているということで、年間五十億とか七十年五十年間ということになりますと何百億という数字になるわけでござりますけれども、そういう

努力は当然それぞれの地方自治体で、特に県を中心にならなければならぬところでございますが、それだけでも足りないところでござります。この貯木場に対する起債を中心にしていきたいというところでは、起債を申し上げまして、他のいろいろの財政特例法における割合、交付税措置の割合といふものが確立されるということがどうしても必要なことが想定されます。事業の重要性の認識がめながら、この財政難のときにどうやりくりをしていくかというところで、お願いの点もあるし、それから、やらなければならないというお気持ちもあらわれますけれども、自治省として、この地震対策の特別措置法が制定された後の処理としての起債の問題をどうお考へか、お伺いしたいと思います。

○土屋政府委員 先ほどからいろいろお話をあつたわけでございますが、強化地域の関係地方団体では、いま地震防災強化計画をつくるおられる方ほどから五千五百億円といつたような数も出ておりますが、鋭意詰めておられるというふうに聞いております。いずれにしても私どもとしては、立法措置によります補助率等の引き上げとか政令指定事業の見直し等がされて、国政の上でこういったものが重要なものであると位置づけられています。

初めて、他の地方団体の納得を得ても傾斜配分ができるというかっこになつてしまりますから、そこらのところを踏まえた上で私どもとしては、できるだけ適切な対処を考えてみたいというふうに思つております。

○大石委員 地方自治体の方では、いま局長のお話にございましたように、元利償還の部分も相当交付税で賄つてもらいたい、具体的には要望で、六〇%とかそういう希望も出ているところでございまして、これは全体の補助率がどうなるかといふことにも重大なかかわり合いを持つてくるわけになりますけれども、自治省の一つの方針としては、全体としては傾斜配分によつて、これは地方自治体に実質的には負担の部分はどの程度求めなくてはならない、どこまではカバーをするというようなことはいま具体的に細かくはお答えになりにくくと思いますけれども、大体めどとしてはどうなんどころを考えていらっしゃいますでしょうか。

○土屋政府委員 私どもとしては先ほどお答え申しましたように、國としてこの事業の適切な位置づけといふことがされなければならないと思っておるわざいますから、それを元利償還金というものを何か交付税で措置するということになりますと、それが関係地域に特に傾斜配分をするというかつこうけでございますが、それに対応して、それぞれの

事業の裏負担と申しますか地方負担については、これは起債は十分考えてみたい。その後の交付税措置について、御要望もいろいろあるとは承知しておりますが、率直に申し上げまして、他のいろいろの財政特例法における割合、交付税措置の割合といふものが確立されるということがどうしても必要なことが想定されます。事業の重要性の認識がめながら、この財政難のときにどうやりくりをしていくかというところで、お願いの点もあるし、それから、やらなければならないというお気持ちもあらわれますけれども、自治省として、この地震対策の特別措置法が制定された後の処理としての起債の問題をどうお考へか、お伺いしたいと思います。

○土屋政府委員 先ほどからいろいろお話をあつたわけでございますが、強化地域の関係地方団体では、いま地震防災強化計画をつくるおられる方ほどから五千五百億円といつたような数も出ておりますが、鋭意詰めておられるというふうに聞いております。いずれにしても私どもとしては、立法措置によります補助率等の引き上げとか政令指定事業の見直し等がされて、国政の上でこういったものが重要なものであると位置づけられています。

初めて、他の地方団体の納得を得ても傾斜配分ができるというかっこになつてしまりますから、そこらのところを踏まえた上で私どもとしては、できるだけ適切な対処を考えてみたいというふうに思つております。

○大石委員 地方自治体の方では、いま局長のお話にございましたように、元利償還の部分も相当交付税で賄つてもらいたい、具体的には要望で、六〇%とかそういう希望も出ているところでございまして、これは全体の補助率がどうなるかといふことにも重大なかかわり合いを持つてくるわけになりますけれども、自治省の一つの方針としては、全体としては傾斜配分によつて、これは地方自治体に実質的には負担の部分はどの程度求めなくてはならない、どこまではカバーをするというようなことはいま具体的に細かくはお答えになりました。

○土屋政府委員 私どもとしては先ほどお答え申しましたように、國としてこの事業の適切な位置づけといふことがされなければならないと思っておるわざいますから、それを元利償還金というものを何か交付税で措置するということになりますと、それが関係地域に特に傾斜配分をするというかつこうけでございますが、それに対応して、それぞれの

事業の裏負担と申しますか地方負担については、これは起債は十分考えてみたい。その後の交付税措置について、御要望もいろいろあるとは承知しておりますが、率直に申し上げまして、他のいろいろの財政特例法における割合、交付税措置の割合といふものが確立されるということがどうしても必要なことが想定されます。事業の重要性の認識がめながら、この財政難のときにどうやりくりをしていくかというところで、お願いの点もあるし、それから、やらなければならないというお気持ちもあらわれますけれども、自治省として、この地震対策の特別措置法が制定された後の処理としての起債の問題をどうお考へか、お伺いしたいと思います。

○土屋政府委員 先ほどからいろいろお話をあつたわけでございますが、強化地域の関係地方団体では、いま地震防災強化計画をつくるおられる方ほどから五千五百億円といつたような数も出ておりますが、鋭意詰めておられるというふうに聞いております。いずれにしても私どもとしては、立法措置によります補助率等の引き上げとか政令指定事業の見直し等がされて、国政の上でこういったものが重要なものであると位置づけられています。

初めて、他の地方団体の納得を得ても傾斜配分ができるというかっこになつてしまりますから、そこらのところを踏まえた上で私どもとしては、できるだけ適切な対処を考えてみたいというふうに思つております。

○大石委員 地方自治体の方では、いま局長のお話にございましたように、元利償還の部分も相当交付税で賄つてもらいたい、具体的には要望で、六〇%とかそういう希望も出ているところでございまして、これは全体の補助率がどうなるかといふことにも重大なかかわり合いを持つてくるわけになりますけれども、自治省の一つの方針としては、全体としては傾斜配分によつて、これは地方自治体に実質的には負担の部分はどの程度求めなくてはならない、どこまではカバーをするというようなことはいま具体的に細かくはお答えになりました。

○土屋政府委員 私どもとしては先ほどお答え申しましたように、國としてこの事業の適切な位置づけといふことがされなければならないと思っておるわざいますから、それを元利償還金というものを何か交付税で措置するということになりますと、それが関係地域に特に傾斜配分をするといふことがありますので、この補助率が

○大石委員 普通でいけばそういう考え方になると思ひますけれども、特に先ほども申し上げたわけありますけれども、たとえば静岡県の場合でも焼津などのように、津波に対し非常に弱い地域等は、マグニチュード八の地震が起きた場合、さも、これは非常に大きな損失になると思うわけでありますので、特に私は海岸とか河川、あるいは地すべりの防止などもそうでござりますけれども、十分に御配慮をいただけるようになればこの財政特例措置の中でお考えいただきたい、こう思ひますので、ひとつこのところは、いま急にお呼びしたものですから具体的に前向きの答弁はいただけないと思ひますけれども、これは御要望としてぜひお聞きをいただきたいと思ひますので、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

それぞれ各省の方々に私の要望を兼ねまして、総体的なお伺いをしてきたわけでござりますけれども、きょうはできましたら国土府長官にもその辺の御決意をいただきたいところでござりますが、建設委員会等もございまして御出席をいただけませんでしたので、地方自治体のことに関しては十分に御理解をいただいております自治大臣にお聞きをしたいと思います。それからまた後藤田自治大臣は、単に現在自治大臣であるということではなくて、まだ大臣におなりになる前から格別、東海地震対策に関しては御理解をいただいておりましたところでもありますし、また、自治大臣といふうポストにもおなりになつて、十分になお認識をしてくださっているところだと思います。昨年の予算編成時における国土府長官と大蔵大臣とのそうちう約束もあるところでございますので、ひとつ大臣にも積極的に財政特例措置の推進方をお願いしたいと思いますが、その見識のある御意見をお

同上

伺いしたく思いました。○後藤田國務大臣　大震対策の問題で先ほど来、各省厅からお答えいたしましたように、対象事業の範囲をどうするか、さらにまた国庫補助のかさ上げをどのようにやるか、現在鋭意事務的な検討をしておる段階のようござります。同時にまた、これに伴つて地方団体の負担もこれは当然ふえるわけでござりますので、そういった点については、起債の元利償還などの程度交付税の算入に繰り入れていくかといったような問題がございますが、これらについては、大震法の成立の際に附帯決議がござります。それらも政府としては踏まえなければなりません。同時にまた、それを受けてだと思いますが、予算折衝の際に、大藏大臣と国土庁長官との間の申し合わせもござりますので、政府といたしましては、このことは大変重要な問題でござりますから、いずれにいたしましても前向きに検討してやってまいりたい、かように考えております。

○大石委員　いずれにいたしましても現在のままでいきますと、五千五百億の事業のうちの地方負担が三千三百億という膨大なものになるわけでありまして、ただいまいろいろ御要望いたしましたものを十分に国の補助ということで見ていただきますと、三千三百億がさらに一千億くらいは地方負担分が減るということをございまして、これは非常に大きな数字でございます。一千億という数字は、国全体の予算のあれから見れば、微々たるものとは言いませんけれども、もちろんいまの情勢も、最大限歳出をカットするということをもう血眼になつてやらなければいかぬ重要なときですから、一千億という額がわざかという言葉は、責任ある国会議員の一人として決して口に出すことはできませんけれども、しかし、多くの人命の安全ということを考えた場合には、ぜひ捻出をしていただき、静岡県をはじめとする地震対策強化地域の、生命、財産といいますが、特に生命の方を完全に守れるようにお願いしたいと思う次第でござります。

なおいろいろいろいろ申し上げましたところは、これらのソフト的一面あるいはハード的一面で地震対策をやつしていく上におきましても、その予知の正確性というものが非常に大きなウエートを占めるわけですが、このよろんな措置をとつていただく前提として、地震予知が確度の高いものであるということが非常に大きな要素になつてくると思うわけでございます。

地震予知の問題に関しては、地震の先進国といいますか、予知などもやつておる中国、この国は、非常に歴史があるものですから、科学技術の面では日本に比べると相当おくれているはずでござりますが、地震国として、それから共産主義という全体主義国家としての統一がとれるというようなこともございまして、非常に予知の技術が進んでおる、また、その予知によって、予測ができるところによつて人命が救えたという事実もあるようでございます。

現在の予知体制に関しては日本の場合は、長期的にはもちろんこれはむずかしい。先ほども言いましたように、あす起きてても不思議ではないが、六十年後でもこれも不思議でないというような、長期的に非常に見通しはむずかしいようございます。これを確度を高めていくのは、なかなか骨の折れることだと思いますが、特に直前における予知の正確性ということに関しては、これは何としても確度の高いものにするようにこれからも努力をしていただきたいと思います。予知体制に関して、きょうは十分に担当の方にお聞きをするわけにいきませんけれども、一応国土庁が窓口でございますので、その辺の問題点、それから、実績とこれからの方の問題点に関してお伺いしたいと思ひます。

○城野説明員 地震の予知を防災に結びつけるということは、人類の大きな夢でございまして、わが国におきましては、昭和三十八年から地震予知計画ということを始めまして、現在は四次計画といたくなつてございます。そのうち、特に現在の技術レベルと申しますが、先ほど先生の方か

現在の地震予知のレベルから申し上げますと、これは相当日進月歩でございますけれども、地震が起こる現象と申しますのが、きわめて間隔があるということがござりますし、台風のように連続現象で非常にたくさんある経験を積んでおるという事ではございませんので、同じような現象が起こればほかのところでもその適用ができるかと申しますと、それは必ずしもそうは言えないのでございます。

地震予知の場合の三つの要素といふものが言われております。場所と規模と時間、この三つが正確に言わなければ、防災には直接役立てにくい面がございます。日本の場合におきましては、マグニチュード八程度の非常に大規模な地震につきましては、その規模、場所というものは測地測量の結果、地震観測の結果等によりましてかなり確度高く予知がされるという段階に達しまして、その技術的な水準を踏まえまして、大規模地震法によります地域指定を行つたところでございます。

最後の時間という点につきまして、非常にむずかしい点がござります。わが国のように高度の経済、文化、いろいろな利害関係が錯綜しておる社会におきまして、この時間というものを、あとどうのぐらいで地震が起こるかということを言うことは非常にむずかしいのでございます。また、技術的的な水準から言いまして、地殻にひずみがたまつて、それが耐え切れなくなつて破壊するというその限界の破壊の予測ということにつきましては、大変にむずかしいのでございます。現在の東海地域におきまして主力を注いでおりますものは、いわゆる主破壊が起ります直前の前兆現象と申しますか先行現象と申しますか、そういう現象をつ

かまえて、学者の先生方による総合判定を経て、震災の発生の確率が高いという予測のもとに警戒宣言を出し、一齊に防災行動をとつていただきたいと、いうシステムをとつておるわけでござります。

それ以外のいわゆる規模の小さい地震につきましては、あらわれてまいります異常現象が非常に小さいということございまして、まだ相当、観測の密度を一けた上げてやらなければいけないと、いうような問題がありまして、これは将来の検討課題であるうかというふうに考えておるわけでございます。

では一度、伊豆の地震の災害のころ誤報がありまして、大変混乱をしたこともありまするわけでございまして、事この地震、震災の報道に関してはきわめてむずかしい点もあるわけでござりますけれども、その辺のところは十分な対策が講じられつつありますでしようか、お伺いしたいと思います。

地震の予知をされた場合に、これを防災に役立てるということにつきましては、その伝達の仕方、それから一般の報道機関の御協力ということですが、その効果を大きくする上で必要不可欠でございま

○大石委員 いろいろ地震対策の問題に関してお尋ねをしたり、あるいは御要望申し上げたわけでござりますけれども、きょうは一般質問の中での質問でございますので、具体的な御答弁までいただけない部分も多かつたわけでござりますけれども、どうかひとつ十分に私の御要望と申しますかいろいろな問題に関して御理解いただきまして、特に目前の一番重要な問題は、今国会で財政特別法が成立するかどうか、日の目を見るかどうかからいうことでございますので、どうか十分に御検討

○松野委員長代理 小濱新次君。
○小濱委員 一昨日、二十三日に当委員会で東北
沖の地域指定の現地調査をしてまいりました。
私の質問を終わります。

これは、明治大臣にお話を聞いておいていたときの話ですが、静岡県の知事さん、初め関係者のいろいろな説明を伺いましたところが、行政マンとしてしてこんなにも真剣に地震の問題を研究し努力を払つておられる知事さんは、まず世界一であろう、

そういう話も出てまいりました。焼津の市長さんには説明を伺いましたときには、その真剣な説明をする態度、その姿勢が気迫がこもっていた。そういう感じを受けながら聞いておつたわけでござん

ますが、なるほど駿河トラフの想定される震源域と言われる地点がすぐそばな関係もあるのでしょうか、その説明の中で、訓練もう二十数回行つづけた、その訓練を戦闘訓練と言つておられました。これは命がけの訓練をやつてあるんですよといふお

容の説明でございました。生命、財産を預かる吉長さんとしての責任の重さというものを感じながらこの地震対策に取り組んでおられる、まさにここにこの人がとて思えるほどに、もう年配者であつたけれども、勇気りんりんとしておつた、そういう感じの説明でございました。

ときの訓練もすいぶんとやつたようです。それは何千というあの漁船を動かす訓練というものは並み並みならない、もちろん協力もいただかなければなりませんけれども、むずかしかつただろうな、こう思うわけですけれども、そういうものもあるてやつてきた、こうしたことなんですね。

そしてまた、由比の町長さんの説明を聞いてまいりました。現地では、由比の浜のあの地域は、一方は東名高速が通つておる、その隣にはくつついて一号線が通つておる、くつついでまた東海道線がつながつて通つておる、その山の中には新幹線が通つておる、こういう地域で、しかも地質が悪く、今までにも何回か土砂崩れのあつた地域で、今度の地震想定の上から大変な土砂崩れが予想されるということで、この山が崩れてまいりますすると、日本の経済がとまるであろう、このようにも話をしておられました。したがつて、責任を感じて何とかしてこの土止めをしなければならない、被害を食いとめなければならぬ、そういう真剣な訴えもございました。

小田原に参りまして、神奈川県の副知事あるいは小田原の助役さんからいろいろとまた要望も聞いてまいりました。この大規模地震対策特別措置法ができて、地震防災対策強化地域の指定があつた、そのことで関係団体では大変な努力を払つておられますけれども、その中で感じたことは、やりたいことはいっぱいあるのですけれども、財源がないのです、こういう一語に尽きるようななぞういう発言もわれわれは聞いてまいりました。何とかしてこうした要望をかなえてやりたいなあといふ気持ちと、本当に責務を感じて闘つておられるこの地域の方々に対して、当委員会としてもそれだけの立場を踏まえて発言をしなければならないのだ、こういうふうに感じながら帰つてきました。わたくしがいまして、その点、深い御理解をいただいているのですが、おおひとつ、自治大臣は国務大臣でもあるわけですから、一層の御理解と御声援を賜りますようにお願いをしておきたい、こう思ひ

たが、以上のようなこういう点を内容とした財政特別措置法を制定すべきであると要望もありましたし、当然こうあるべきであるとわれわれは考えておりますので、ぜひともこれが実現のためにどうあるべきかという、あるいはどのようにお考えになつておられるかということを、ひとつ大蔵省と国土の方から御答弁をいただきたいと思います。

○佐藤説明員

お答え申し上げます。

財政当局の立場から申しますと、先ほど来各省から御答弁ございましたように、ただいま各県から御答弁ございましたように、ただいま各県からのお要望等をヒヤリングされましていろいろ御検討中でございます。その辺の結論をまだいただいておりませんので、各省あるいは国土の御結論が出次第、私どもとしても十分御相談してまいりたい、こういうふうに考えております。

ただ、一般論として申し上げますと、これはもう巡回に説法ではございますが、現在非常な未曾有の財政難という時期でございまして、もちろん、地震対策というのも鋭意進めいかなければならぬということはよく承知しておりますが、そぞれの辺限られた財源、あるいは、予算の伸びも先生がおっしゃる如きのとおり、高度成長時代と違います。特に公共事業関係も非常に伸び悩み、今後ともそういう状況が予想されるわけでございます。そういう中で、できる限りこういう対策を重点として進めていくというものをどういうふうに位置づけるか、どうやって財源を捻出してまいるか、これはもちろん、国、地方とも考えてまいらなければなりませんことだと思いますが、その辺のことは各省の結論を伺いまして十分相談してまいりたい、こう考えております。

○小浜委員

この財政特別措置法の制定を急ぐべきであるということとこの見通しについて、財政難だとかそういう苦しい国の財政の立場で何とかいうようなことの説明じゃなくして、もう少し具体的に内容がお示し願えないかなという感じを持つわけですが、その点、いかがでしょう。

○佐藤説明員

もちろん、いざれ検討した段階で

は具体的なお答えもできるのでございますが、何分いま各省がヒヤリングして要望を取りまとめて、さらにまたその各省なりの方針なりあるいは事業量の査定なり等、あるいは地方団体の財政負担と必要な事業量との関係というようなものを結論を伺いませんと、私どもとして具体的にいまこうこうこういうことをやるとかるいはやるべきじゃないとかというようなやや断定的に申し上げるのは現段階では差し控えさせていただきたい、こう考えております。

○小浜委員

わかりました。大蔵省のお考えよく

わかります。そうだと思います。

そこで自治大臣、これはお聞きのとおりなんですか。その各関係省の動きいかんによつては大蔵省が働くと言つておるので、これは可及的速やかなんですから。言うならば大蔵省は、よそが動いていないから私の方はやりたくてもどうにもならないのですよ、そういう言い方のように聞こえるじありませんか。大臣、ここなんです。災害関係各省厅といふと、みんなで二十ぐらいありますよ。こういう災害に対する関係省厅がひしめき合つて、いたんじや、いい結論も出せくるわけはないと思いますよ。この辺も何とか見直しをしなければいかぬなと思います。いまのよう面に

その中で、財政特例法をつくったらどうかとかあるいは予備費を支出したらどうかといったような先ほど来の御意見でございますが、私も余り知識はありませんけれども、そういうようなことも一つの方法かもしれませんし、また、そうでなくとも財政上の措置にはいろいろなやり方もあるうと思います。いずれにいたしましても、各省検討の結果を踏まえて政府としては、何らかの結論を出さざるを得ないというのが今日の段階であろう。そして政府全体としては事柄上、前向きにこの問題については対処していかなければならぬか、よう考えている次第でございます。

○小浜委員

一層の御努力を心からお願ひをしておきたい、こう思います。

次に、地震防災対策強化地域の拡大についてなんですが、神奈川県の基本方針は、全県一体となつた態様による事前対策を推進する、これが基本方針でございます。このようにこの間要望がございました。しかしながら、指定された地域内に百十三万何ぼですから、もう五百二十万近い人がこの八三%の中におられるわけです。

横浜、川崎を中心として人口の集中、都市の過密化が進んでおりますが、加えて日本有数の石油コンビナート地帯を抱えている。この地域はまた

ざいますので、目下各関係省で協議をして検討しておる段階でございます。そういう検討の結果を踏まえなければ、いまここで結論じみたことを

申し上げるということもできないというものが、各

省の考え方であろう、かように思うわけでござります。しかし同時にまた、大震法に基づく強化地域の指定という行政行為がすでにあつたわけですから、指定のしつ放しということは当然野されない、それに対応した中心となる財政上の措置も何らかの結論を出さなければならない、こういう時期であろう、かよう思います。

その中で、財政特例法をつくったらどうかとかあるいは予備費を支出したらどうかといったような先ほど来の御意見でございますが、私も余り知識はありませんけれども、そういうようなことも一つの方法かもしれませんし、また、そうでなくとも財政上の措置にはいろいろなやり方もあるうと思います。いずれにいたしましても、各省検討の結果を踏まえて政府としては、何らかの結論を出さざるを得ないというのが今日の段階であろう。そして政府全体としては事柄上、前向きにこの問題については対処していかなければならぬか、よう考えている次第でございます。

○小浜委員

一層の御努力を心からお願ひをしておきたい、こう思います。

このことについては、前にもお尋ねしたことがありますけれども、きょうはさらに、静岡、神奈川のあの現地を視察してまいりまして、私どもも特にその必要性というものを感じ取りましたので、改めて国土庁にこの点のお考えをただしておきたい、こう思います。

○城野説明員

御説明を申し上げます。

今回の地震防災対策強化地域の指定は、駿河トラフ沿いにマグニチュード八程度の地震が起こる

と仮定をいたしまして、それによる震動予測を専門の学者の先生方に行っていただきました結果、

震度六以上になると予想される地域を含む市町村

の単位で指定をしたということで、先ほどお話をございました神奈川県の西部がその範囲に入つておるわけでござります。

その外周地域におきましては、震度五ないし震度四という地域が続くわけでござりますが、気象庁の震度階によつてあらわされます震度の五

という範囲は大変に広うございまして、震度六に

なりますと家屋の倒壊等が始まるというようなことでござります。そういう意味では、施設の破壊

というものは震度六から一般的に始まるというこ

とでございまして、そういう意味におきましては震度五というところは、多少の被害はあるかもしれないが、それは一般的には予測しにくいといふ

地域でございます。

○後藤田国務大臣

地震対策は、予知体制をできただけ整備するとか、あるいは防災施設の整備の訓練であるとか、あるいはまた住民の方々に心構えを持っていただくそれがためのいろいろな教育

市例を見られるような電気、水道、ガス、道路などの生活ラインの障害、交通の混乱などは、都市の過密から見て仙台市の比ではない、このように考えておるわけです。けさの朝日新聞のこの記事の中にも、電気の被害、都市ガス、水道、電信電話の被害状況の想定というものが詳細に出ております。これは震度六までを指定地域にしたといいます。これで震度六までを指定地域にしたといいますので、目下各関係省で協議をして検討しておる段階でございます。そういう検討の結果を踏まえなければ、いまここで結論じみたことを

申し上げるということもできないというものが、各

市例を見られるような電気、水道、ガス、道路などの生活ラインの障害、交通の混乱などは、都市の過密から見て仙台市の比ではない、このように考えておるわけです。けさの朝日新聞のこの記事の中にも、電気の被害、都市ガス、水道、電信電話の被害状況の想定といふものが詳細に出ております。これで震度六までを指定地域にしたといいますので、目下各関係省で協議をして検討しておる段階でございます。そういう検討の結果を踏まえなければ、いまここで結論じみたことを

申し上げるということもできないといふことがあります。

市例を見られるような電気、水道、ガス、道路などの生活ラインの障害、交通の混乱などは、都市の過密から見て仙台市の比ではない、このように

その地域に関して、過密でございますとか交通の混乱でございますとかということにつきましては、震度の予測ではつかみ切れない、言葉をかえて言いますと、地域の広がりという形では把握できない人為的な要素が非常に絡んでまいります。そういう地域につきましては、警戒宣言が発せられました場合には冷静に行動をしていただいていることの徹底を図る以外には、具体的な対処方針はなかなか立てがたいということがあると思います。

前回も御説明を申し上げましたように、震度もしくは震動による被害の予想ということに関しましては、その外周部におきまして、長周期の波による巨大な構造物に対する影響、それから、砂質土におきます流砂現象の発生の可能性、自然斜面のすべり、崩壊による被害の発生の可能性という三点につきましては、引き続き専門委員会において検討を行つていただいておる段階でございますけれども、その根拠。私どもは素人ですからなかなかわかりませんが、過去の地震の記録をたどつてみると、神奈川県の大磯が震源地と言われた関東大震災で東京があれだけの被害をこうむつていているわけですね。あれは七・九でしたかね。それ以前の元禄だとか天保だとか明応七年だとかという地震の記録をたどつてまいりますと、八以下といふのはないですね。七・九といふのが一番低いですね。八・六とか八・四とかずいぶん高いのも記録に残つております。そういうことから、震度が八でとまつてくれればいいのですけれども、それ以上の高いマグニチュードの動きが起つたときには、さて、六までと想定されただけれども、今度はどこが六になつてくるかわからないわけですね。

そういう点で、地質も悪いし過密でもあるし、交通渋滞だし道路も狭い、そういう諸条件が悪い、中でそんな大きなものが出てきたならば、どうな

るだらうかなという感じを受けるわけです。その一番危ないところだけを残してあるわけですね。震度五百二十万人だけ線の外に置いてある。

東京だつて二十三区でしよう。多摩一帯もありますけれども。これは線引きされた地図の面積から見ると、ほんのちよびと東京、神奈川が残つてゐるという形になつてているわけです。一番危険視される地域がなぜ残されたのだろうか、なぜここで取り入れることができなかつたのであらうかなという疑義を非常に私どもは持つてゐるわけでございます。

したがつて、指定地域の拡大についてはもう一度直しということはないでしよう、新しい資料もつくり上げていかなければなりませんし、また、いろいろな意見も取り入れていかなければならぬでしようけれども、神奈川県としては県の基本方針として、地域指定の拡大の一日も早い実現を念願しながら作業を進めている状態でございますので、ぜひとものことへの一層の御努力をお願いしておきたいと思います。この見通しはどうでござります。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

先ほど来申しておりますように今回の強化地域の指定は、駿河湾の地域、駿河トラフ上にマグニチュード八程度の地震が発生するだけのひずみのエネルギーがたまつてゐることが、観測の成果によりまして相当確かなことが言えるということを前提として、あの場所で地震が起つた場合に、周りの地域はどのくらい揺れるのかということについて震動の予測を行い、その結果に基づきまして地域指定を行つたということでございます。したがいまして、相模トラフの方で地震が起つた場合の震動予測ということになりますと、「一部ダ

ブル地域があるかもしませんが、全然別の地域——非常な震動に見舞われるだらうという予測が立つ地域につきまして、地域指定を行うという仕組みになつてございます。そういう観点から申し上げますと、相模トラフの関連ではそういう証拠

はまだ見つかっていないということから、今回の検討対象にはすることのできないものでござります。

それらのものにつきましては今後、観測を充実させて、その成果に基づきまして新たな地域指定の検討もしなければいけないと思つておるわけでございますが、当面は先ほど申し上げましたように、駿河トラフの東海地震につきまして、長周期の波、流砂現象の起こる可能性、自然斜面のすべり、崩壊等につきまして、引き続き検討を行つていただいている段階でございます。なお、この作業の進行状況につきましては、地表面からやや深いところの地層の地盤資料の収集等を含め困難な点が多くございまして、いつごろまでにその作業が終わるかということについては、現在まだ専門委員の方の見解を得ていない段階でござります。

○小濱委員 最後に、もう一点だけお尋ねをしておきたいと思います。

地震防災対策強化地域指定専門委員会の報告によると、さきの指定は、「当面は、各地域に一般的に存在する木造建築物又は低層建築物における被害に重点を置いて作業を進めた」ということになります。「今回の指定の対象とするべき地域の外周で、自然斜面のすべり及び崩壊、地盤の液状化又は長周期の地震波によるものの被害を想定しなければならない地域等については、今回の指定に引き続き詳細な地盤資料、深部地質構造資料等に基づいて検討を行う必要があると考える。」との報告が出ましたね。地震はいつ来るかわからない、そういう前提に立つて早急に検討をすべき内容であろうと思うわけであります。國土庁からこのことについての御答弁をいただいておきたい、こう思います。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

先ほどから御説明をいたしておりますように、駿河トラフ上にマグニチュード八程度の地震が発生した場合に、その周辺の地域においてどういう被害が発生するであろうか、その被害の基礎とな

ります震動予測というものに基づきまして作業をあいに短周期と申しますが、〇・五秒から二秒くらいの周期で揺れる、そういうものについて固有震動周期と一致するために震度が大きくなる、そういう傾向がございます。

さらに、その外周の地域につきましては、長周期の波と申しまして、一秒から十五秒ないしは長期の波と申しまして、十秒から十五秒ないしは長いものでは二十秒というような周期で揺れる波が来た場合に、先ほども申し上げましたが、石油コンビナートにおける大きなガスタンク、超高層の建築物、長大の橋というようなものがどういう揺れ方をするのかということによる震度の予測といふことが一つ、そこに書いてございます長周期の波による影響という項目でございます。もう一つは、流砂現象とかクイックサンドというふうに言われております。砂質土に水が飽和状態に近い状態のときに地震波によって揺されますと、地耐力が急に減少いたしますてその上のものが不等沈下を来す、そういう現象がございます。その現象による被害、影響。それからさらに、自然斜面における被害、影響。それからさらには、自然斜面にその震度六以外の地域においても起つて得る可能性があるのではないかということで、その可能性、確からしさということにつきまして現在、検討を進めさせていただいている段階でございます。

この検討に際しましては、地表面における震動と、やや深いところの地質資料というようなものが必要でございまして、その検討のために、人工の地震実験を含めまして検討の計画を立てていただき、それを実行していただいているという段階でございます。われわれの方の気持ちとしましては、一日も早く結論を得ていただきたいと思うわけでございますが、余り不確かな結論ということもございとでは大方の納得も得られないということもございますので、なお検討を専門委員会において進めさせていただいているという段階でございます。

○小瀧委員 関係各省庁のこの問題に対する一層の御努力、お力添えを心から願うなら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○大石委員長代理 三谷秀治君。

○三谷委員 六月十二日の宮城沖地震から二年近くになりました。そこで、予想される東海大地震あるいは南関東大地震といいますかこの対策に当たりまして、宮城沖の地震の教訓がどのようにみ取られておるのか、どのように生かされようとしておるのか、この点をまずお聞きしたいと思うのです。

○近藤(隆)政府委員 昨年の六月に発生いたしました宮城沖地震は、その規模におきましても近来にない大きな規模であり、また、仙台という大都市の地域を含むところの災害でございまして、今後の都市災害に対応して非常に多くの教訓を残しておりますところでございます。私どもこれから起ることが予想されるところの東海沖の地震におきましても、特に都市災害に対応いたしましては、この宮城沖地震の教訓を生かしまして、各般の防災対策を練つておるところでございます。

○三谷委員 その宮城沖地震の特徴はどういうものであつたかという意味のことをお聞きしたのです。それで、時間の関係もありますから、私の方で握っている特徴点を述べてみますと、仙台市の旧市街は全く無被害、ほとんど被害がなかつた。二つ目には、仙台市の東部の海岸に連なつております冲積地、これが地盤が軟弱のために被害が甚大であった。もう一つは、市の周辺の丘陵の造成地、これが崩壊あるいは陥没し、地すべり的な地盤破壊が発生した、これが三つの特徴であつたと私どもは聞いております。

そこで、丘陵を削つて、その土で谷まで埋めた、この埋め土、盛り土部分に被害が多発した、こういう結果になつたようありますが、そこでは家屋の破壊のみにとどまらず、ガス、水道管のような埋設物、これが破断をした、人身被害も抜群であつた、こういうふうに聞いておるわけであります。

すが、このことは間違いありませんでしょうか。

○近藤(隆)政府委員 そのとおりでございます。仙台の旧市街地におきましては、被害らしい被害というものはほとんど起きておりません。周辺の新しく造成した土地あるいは埋立地、そういうたところにおきまして被害が出ておる。その関係で、ガス、水道等のライフラインが寸断して非常に困難をきわめたという特徴を持つておると思いま

すが、このことは間違いありませんでしょうか。
○三谷委員 これは消防庁長官がお答えになる性質のものではないと思うのですが、住宅の被害の問題あるいは造成地の問題は建設省の所管だらうと思ひます。

そこで、この緑ヶ丘、鶴ヶ谷、南光台などの丘陵地に造成されました住宅団地の擁壁の被害が甚大であつたということが特に問題にされております。緑ヶ丘団地は、深い盛り土部分を岩盤まで届くような鋼管柱を道路ごとに打ち込む、そういう地すべり防止工事を約十六億円をかけて進めておる状況だと聞いておりますが、この点は建設省の方ではどのように御承知になつておるのでしょうか。

○斎藤説明員 お答え申し上げます。

いま先生御指摘ございましたが、擁壁等の被害が非常に多いということがございました。それで、私どもその擁壁の被害の中をいろいろ見てまいりますと、いわゆる私どもの方で持つておられます宅地造成の際に規制法がございまして、そして、一定の地域を設定をいたしますと、その地域の中で盛り土をやりましたあるいは切り土をやりましたりという、そういう際にはまた規制が及ぶ、こういうシステムになつておるのがあるわけでございます。この仙台の地震のときに見てまいりますと、この規制区域がかかる前に宅地造成が行われた部分、それから、規制区域がかかりましてその後になりまして造成等が行われまして擁壁のできたりといふ、そういうのがございますが、擁壁の被害の中から見てまいりますと、いわゆる規制前にや

りましたもの、これが非常に被害を受けているほ

とんどなわけでございます。

そこで私どもといたしましては、いろいろな対応もございますが、この宅地造成の規制区域の指定の要請をぜひ出していただいて、そして、そ

ういうような地域を今後ともどんどん広げていこう、そういうことによりまして、地震等から発生いたします宅地災害というようなものを少しでも未然に防いでまいりたい、こんなふうに思つてゐるわけでございます。

○三谷委員 地盤災害の重大性が特に明らかになつたわけですが、そうしますと、宅地造成等の規制法とかあるいは建築基準法などについて、対応処置が当然必要ではないかと思ひますけれども、その点はどうなんでしょう。

○斎藤説明員 いろいろな面での対応がございますが、一点といたしましては、いま申し上げました宅地造成規制法、これをできるだけ活用をしていこう。そのためには、対象となります区域、これが広くなつていかなければいけないことでございますので、その点につきましては私どもも機会あるごとに、その区域の新たな指定申請というようなものを見出していくたゞくように呼びかけているわけでございます。

それからまた、先生がいまお話をございました建物の方の関係もございますが、これはいま私ども住宅局の方で作業に入つておるわけでございますので、その点につきましては非常に配慮が図られています。それからなお、宅地造成規制といふことのほかに、土地の切り土、盛り土をやりまして宅地等をつくつていく際には、都市計画法に基づきます開発許可の規制といふものも及ぶわけでございます。そういうような開発許可の規制を行います際の許可基準の中にも、十分な安全措置を施しておるかどうかというものが許可の際の基準として明記されているような次第でございます。したがいまして、大規模開発等につきまして、十分そういう安全対策といたような

いうことでしようか。

それから、これまでの一般認識では、山の手は安全であつて、下町のような沖積地が弱いというのが、関東大震災以来の密着した認識になつておつたと言われております。しかし、造成地が地震被害の第一級の候補地として浮上してきた、これが宮城沖地震の特徴であります。そうしますと東京では、たとえば多摩丘陵を含む多摩ニュータウンなどは大体、丘陵地における埋め立て造成地であるという点からしますと、非常な懸念が持たれるのではないかというふうに思いますけれども、その点はどうでしようか。

○斎藤説明員 いま多摩のお話をございましたが、基本的には私ども非常にそういう点については、十分な配慮がなされているというふうに思うわけでございます。それで、いま先生から御指摘がございましたように、土地の造成の場合におきましても、切り土のような形で切った部分、それからその土砂等を使いましてさらに埋め立てをした部分とがございますが、その埋め立てをするような場合におきましては、やはりいろいろな面で安全

と、仙台周辺の造成地の被害なんというものは起きるわけがないんだ。これにしたところでそれを許可を受け、特に緑ヶ丘などは仙台市が施行した事業なんでしょう、そういうところでもこ

ういう甚大な被害が起きているわけです。ですから、十分な配慮が図られておるとおっしゃつておられますけれども、そういう通り一遍の形式的な説明ではこれは納得できるものではありませんですよ。ですから、従来もそれ埋め立て関係、造成関係の法規だと許可だと受けた上でこういう事件が起きているわけですから、この被害といふものは全般にこれは敷衍的に適用してみていくことが必要ではないでしょうか。

そして宮城沖では、この緑ヶ丘の団地の被災住民が、ずさんな宅地造成について宅建業者を、そして同時に、国と県と市の監督責任を取り上げて地震訴訟を起こしております。この内容について御承知になつておりますでしょうか。こういう事態を惹起しないための國の対策はどう考えていらっしゃるのか。必要なことではないでしょうか。

○齊藤説明員 まず、先におっしゃられました緑ヶ丘関係のところでござりますが、先生これはもう十分御案内かと思ひますので繰り返しになりますが、このところの造成は大体三十五年から三十六年ぐらいに終わっているようございます。その地区が宅地造成工事の規制区域というような形で指定を受けましたが、四十一年でござります。したがいまして、いわばその規制が及ぶ前に造成が行われたところでござりますので、被害も非常に大きくなつたのではないか、こんなふうに思つておられるわけでございますが、いずれにいたしましても、この区域の指定というようなものをやつたところにつきましては、かなり被害の発生度合いが低くなつておりますので、私どももこういうような地域をあやしてまいりたいと思っております。

それからなお、先生お話しございました訴訟の点につきましては、国それから県、市、それにもう一つ施工を行いました業者であつたかと思いますが、相手といつてしまして訴訟が起こされております。私どもの方といつてしましても一応、被告といふような立場でございますので、いまそれにつきましての訴訟は進められているところでございましての訴訟は進められているところでござい

ますが、訴訟の内容は別にいたしまして、安全な宅地をつくるということについては十分検討を進めてまいりたいと思っております。

○三谷委員 宅地の防災診断をこの際やるべきだと思ひます。この仙台周辺の造成地と同じ時期に造成されました宅地というのも、南関東あるいは東海の強化地域に存在するわけです。ですからその点から見ますと、防災診断をやるということが特に必要だと思います。開発前の地形、地質、造成後の土質ですね。特に埋め立てをしますのに、廃材や瓦礫あるいは産廃等を埋没した用地も少なくないようですが、こういうのはやはり調査をして対応策をとらなければ、被害が発生する危険が高まることを想います。

それから、地下水の作用の調査も必要であります。ようから、地質あるいは地形、土木、建築などの専門家によります共同作業が必要であります。が、そういう体制を自治体がとるなどとしますと、それに応じた助成が必要になつてくるわけであります。そういうことについては、どのような体制でいらっしゃるのでしょうか。

○齊藤説明員 いま先生からお話をございましたように、やはりその状況を十分把握するということとは非常に重要なことだと思います。私どもの方といたしましても、これは公共団体、県あるいは市町村等の御協力もいただきまして、管内のパトロールというようなことをお願いしております。それから、先ほど来申し上げております規制区域の中では災害が起つたようなところの個所につきましては、絶えず逐次その報告をいただきまして、そして、その状況の把握あるいは変動というものを注意を払つておるわけでございます。また、万が一そういう危険度の高いところが発生いたしました際には、現行法の中でも勧告ですとかあるいはまた改善命令というものが出来るようになりますが、そういう制度あるいはそういう条文を活用いたしまして、未然防止に努めているところでございます。

○城野説明員 御説明申し上げます。

政府全体といたしましての震災対策ということに関しましては、大都市震災対策推進要綱というものが昭和四十六年に決定をされておりまして、都市の防災、不燃化の問題でございますとか、防

すと、盛り土はいまにおいても十分に締め固まつていらないといふのです。そして電線は盛り土の底部まで達しておる、数センチ幅の亀裂が地震後二年近くたちますのになお落差と幅を広げておる、こういうふうに聞いております。宮城県では、震災予防診断の重要な資料となる地震の地盤図づくりに着手して、ことしで二年目になるそうです。これは県内の地質構造が一目でわかるよう地下柱状図や地質断面図などを全県規模でやろうというものでありますが、ことしの予算で五千七百万円だけ計上しております。

この宮城県が特定観測地域に追加指定されました。東大の瀬野氏の診断といいますか、多くの科学者が同じ意見を発表しておりますが、宮城県沖にマグニチュード七・七クラスの大地震が起こる可能性がある、そして、必ず津波を伴つてくるということが警告されております。そこで、そういう体制をとりつかるわけがありますが、この地震地盤図づくりには国の補助金は出ていないといふことがあります。単独事業でありますために、四ヵ年を要して予算を賄う、これまで市町村や民間業者が行った約四千本のボーリングをデータとして集めて、これを資料として利用しておるそうです。ボーリングの空白地であつたとしましても、一本百万も二百万もしますボーリング調査を県が新たに行う財政的な余裕はない、こういうことであります。

そこで、こういう県などが震災対策でいろいろな事業を行おうとしておりますが、これに対する国体系的な対策はどうなつておるのか、つまり何と何とにいま國の助成が行われようとしておりますのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○三谷委員 大変概念的な説明で内容がよくわかりませんが、こういう予防措置といいますかそれは、自治体の責任だといふふうな考え方でいいのでしょうか。国が全面的に災害対策を進めていくという態度でなければ、これだけの大きな問題を一地方自治体などで対応できるものではありません。震災予防といつもの国家的な事業として行うという態度が原則だと私は思いますが、その点大臣、いかがでしょうか。

それから、さつきお尋ねしましたのは、いまどういう補助制度があるのか。たとえば厚生省が本年度から強化地域の病院建設に三分の一の補助を出すとか、消防庁が昨年度から関係地域の消防施設補助に普通三分の一のものを二分の一にかさ上げをしたとかいうふうなことを聞いておりますが、そういう制度がどれだけあるのか、これをちょっとお聞きしたい。

○後藤田国務大臣 あとで担当省からお答えいた

の問題でござりますとか、地震予知の推進というような問題につきましてそれぞれその大綱を決め、その方針にのつとりまして関係各省それぞれ所管する事業につきまして、必要であれば補助制度というようなもの設けまして推進しておるところでございます。

地震対策という特別の項目になつてはいないのでございますが、たとえば避難地、避難路の整備ということにつきましては、これは建設省の街路事業なり公園整備事業、ある意味におきましては公共事業そのものでござります。また、防災体制の強化ということになりますと、消防、警察それぞれ交通対策なり消火対策なりといふようなことで、大震火災対策といふうなことでそれぞれ補助制度を設けておるところでございます。

先ほどお話をございました地域の防災計画の策定に要する費用につきましては、これは災害対策基本法上の位置づけといつてしまして地方公共団体の責務ということになつてございますので、特別の補助制度、それ自身に対する補助制度といふことは制度化されていない状況でござります。

したいと思いますが、最初の地震対策、これは国と地方双方の責任であろう、私かように考えます。

○城野説明員 突然のお尋ねでございますので、

具体的にどういう補助制度があるかということを

ございますが、大都市震災対策推進要綱に定められております各般の予防措置なり応急対策なりと

いうことに関しましては、ほとんど大都市の整備、都市地域における整備そのものでございまして、

それぞれほどすべての施設につきましてその整備を進めなければいけない、またいろいろな対策をしなければならないということでございまして、それぞれにつきましてほとんどのものが制度化されているというお答えになろうかと思いまますか。

○三谷委員 そうしますと、強化指定地域に対する震災対策としての補助制度はない、都市対策としての制度が生かされておるということをご存じですか。

○城野説明員 御説明を申し上げます。震災対策としてというのは、先ほど来御説明を申し上げておりますように、都市の整備を進めることがそれ自体が震災対策という側面をあわせ持つてあるということがあるわけでございますので、大都市震災対策推進要綱におきましても、それぞれの都市施設の強化という形で、また火災も、通常の火災に対応するとともに、大震災にも対応するというような形で進められておるのでござります。

大規模地震対策特別措置法におきましては、それらのもののうち、特に避難地、避難路、消防用施設、通信施設、緊急輸送路について整備を急げという趣旨の緊急整備事業の指定がなされておりでございますが、それは地震対策であるとともに、それらの施設強化を公共施設の整備という観点からあわせ進めるという構造になつておるわけでございます。なお、それらの整備を急ぐという意味におきまして、公共団体の方から御要望のござりまするものといたしまして、学校、社会福祉施設、病院、津波対策としての海岸堤防等の強化、

地すべり防止事業等の推進ということが政令指定要望事業として上がっております。これらのものにつきましては、それぞれ学校の施設整備補助金なり海岸法に基づきます補助制度というようなものがあるわけでございまして、それらのものをさらに緊急に整備するという部分で、いまいろいろな議論がなされておるというふうに御理解を願いたいと思います。

○三谷委員 いまの説明を聞いておりましてよくわかりませんが、特定観測地域あるいは強化地域、この地域内に限つて都市整備に関する制度といふものができますならば、それは震災対策と言つても少し差し支えないわけであつて、あるいはそれがそういう特定観測地域や強化地域の地域指定とは別個の制度であれば、これは都市施設の整備一般であるということはだれが考えてわかることであつて、それが震災対策としての性質を持つつているかどうかというところでお尋ねをしたわけです。ですから、わかりやすく答えてください。私どもは余りむずかしいことはよくわかりません。それでつまり、特定観測地域あるいは強化地域において、他の地域にはない制度としているか、これをお尋ねしたのです。これがいまわからなければ、後で書類にして出してくださつてよろしい。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

特定観測地域と申しますのは、地震予知連絡会という建設省国土地理院の諸問機関で、地震の予知に関する観測を強化すべき地域として指定したものでございます。この地域に関しましては、国の地域指定に即した予算上の特別な措置というものはまだいまのところ講じられておりません。

東海地震の発生があつた場合には著しい地震被害を受けたのであります。それと想される地域を指定したままでございまして、この地域に関しましてはすでに國は、それらの施設整備に関して特別の予算上

の配慮をするという形で現に動き出しておるわけでございます。また、その補助事業として採択する場合の基準を、ほかの地域よりは特別に緩くすると申しますか範囲を広く拾つていく、もしくは、

消防厅におきましては、この地域のものについて予算上の補助制度を、通常の消防施設の整備につきましては三分の一のものを二分の一にかさ上げ

したという例もございます。

○三谷委員 それは私がいま申し上げた内容なんだ。そのほかにどういうのがあるかということを聞いているわけであつて、あなたの答えは少しも質問の要点に答えていない。いま消防厅の問題それから厚生省の病院の補助の問題、これは私の方でわかつているから例示しただけだ。そのほかにどういうのがありますか。なかつたらしないとおっしゃつてくださつたらいい、いま検討中なら検討中ということをいいわけであつて、もつと問題を明白にしてください。

○城野説明員 いま例示いたしましたもの以外には、特別の扱いをしているものはございません。

一般的に申し上げますと、予算上の配慮を十分にするという運用でございまして、公共団体の側におかれましては、緊急に整備すべき施設としているが、病院、学校、社会福祉施設、津波の対策、がけ崩れ等の対策、水道の整備等について、補助率のかさ上げ、政令指定事業への指定という御要望が出ておられるわけでござります。これらの点につきましては現在、政府関係機関の間で検討をしておる段階でござります。

○三谷委員 これは具体に言えばほとんど何も決まっていないという状態であります。震災といふのはいつ起きるかわからぬわけですから、五年先といふことはだれもしもが断定できることではありませんので、急ぎ必要があると思うのです。非常に不十分な熟していない状態になつていています。

○城野説明員 静岡県では、鉄筋コンクリートの公

共建造物の耐震診断が行われておるそうで、A、B、C、D、Eとランクしておりますが、大き

く被災を受けるあるいは倒壊の可能性のあるDとE

の対象となります病院、学校などは当然、います

ぐにでも補強、改築が必要とされておりますが、

しかし、これは県の財政では容易ではない。県と

しては、五年間は地震が来ないという前提に立つて対策を講じている、それ以外には手のつけよう

がないということだそうですねけれども、こういふ状況を見ますと、國の方の対応ももつと迅速に充実させる必要がありますと思います。

そこで、厚生省や文部省がお越しになつておる

としますと、地震が来れば倒壊をするあるいは倒壊に近い被害が出るという学校や病院に対して、

緊急に対応策をお考えになつておるでしょうか。

県の財政では容易でないということが言われております。ですから、これは自治省としても急いでいることがあります。そこで、これは各県では、地震といふことを頭に置いていろいろな事業を今日までやつていらつてしまることは私は、違ひない事実だと思います。

○後藤田国務大臣 國土全体が地震常襲の地帯な

わけですから、それぞれの各省では、地震といふことを頭に置いていろいろな事業を今日までやつて

はいかと思いますが、どうでしょうか。

○後藤田国務大臣 國土全体が地震常襲の地帯な

わけですから、それぞれの各省では、地震といふ

ことを頭に置いていろいろな事業を今日までやつて

はいかと思いますが、どうでしょうか。

すが、いざれにいたしましても、発災いたしましたら速やかに列車をとめるということが先決になりますかと思つておりますので、そういうた取り扱いを決めておりまして、今後もそれに従つてやつてしまりたいと思つておる次第でございます。

○三谷委員 地震予知後の対策といいますか、これはいま朝日夕刊で連載されておりますから、私も拝見しております。国鉄の予知後における処置につきましてもいろいろ問題があるようあります、私がいまお尋ねしていまのは、地盤が弱いという対策について、放置していいのかということなんです。

○近藤説明員 お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、直接の衝に当たつておりませんので、まことに不正確になることをお許しいただきたいと思いますが、そういった軟弱地盤等に対しまして何らかの方法で強化するということは、当然今後も必要になつてまいるかと思いますので、その方法についてどうしたらいいかということを関係するところで研究いたしてはすぐございまして、その方法が確立されまし

たら、速やかに対策を立てるということになるのではないかと思つておりますが、まことに不正確なお答えで申しわけございません。失礼いたしました。

○三谷委員 神問答みたいなことばつかしやつておね。

大臣、この地震保険制度は掛け損にならないよう、この制度を強化、改正する必要があると思いまですが、どのようにお考えでしようか。

それから、間接被害が考えられますから、地震の共済制度ですね、国や自治体が一定の基金を拠出しまして、それを基礎にしました共済制度といふうなものについても、研究していく必要があるのではないかと思つています。

それから、耐震性の診断の強化、つまり、ハウスドクターといいますか、自分の家がたとえば震度どれぐらいの地震まで持ちこたえれるか、耐え得るか、そういう診断をする制度、そういうものなどについてどうお考えでしょうか。これは自治大臣でないかもわかりません、建設省かもわかりませんが、いざれにしたところで、担当するところで答えてください。

○近藤(謹)政府委員 消防の直接の担当ではございませんけれども、御指摘の仙台地震の際も、地震保険を掛けておつたけれども保険がおりないというようなことで相当問題になりました、大蔵省の方で検討されておると聞いておるわけでござります。

そのほか、いま御指摘の数々の件、こういう地震及び災害の國の方の窓口は国土庁ということになつておりますので、国土庁を中心としたましまして、私どもも真剣に検討しなければならない問題であると思っております。

○三谷委員 どうもこれはきょうはのれんに腕押しみたいなもので、答える責任者がいないというのじやどうもならぬ。これは繰り返して時間をとりまして、大した发展はありませんから、きょうはこれでおいておきます。

終わります。

○大石委員長代理 午後二時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

○三谷委員 神問答みたいなことばつかしやつておね。

○塩谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について質疑を続行いたします。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 大地震特別対策の法律に関連して、若干質問を試みたいと思います。

○城野説明員 御説明をいたします。

東海沖地震についてはいろいろな委員会で審議がございました。私たちの地域はいわゆる南関東地震が発生する可能性のある地域であります。当委員会でもしばしばこの二つの地震の関係について質問がありましたが、最初に私は、相模トラフと伊豆沖地震、東海沖地震、この関係をどう見た

らよろしいのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○渡辺説明員 先生の東海沖地震あるいは将来起ころべき関東地方の地震についての関係でござります。従来この関係については、いろいろ研究その他をされておる向うはあります、距離的にまずこの両地域が離れておるということがあります。それから起つておる両方の地震が、いわば最近の新しい学説によりますと、プレートテクトニクスといいますか海洋底拡大説ですが、その起つて、一方は太平洋プレート、南海プレートであり、一方はフィリピンプレート、南海プレートであるというように、プレートがまず違うことがあります。それから、東海沖地震と関東地震が運動して起つた歴史的事実がございません。九州といいますか、南海道と東南海はござりますけれども、それと運動して南関東まで及んだということもございませんので、そういうよりも、大した发展はありませんから、きょうはこれでおいておきます。

○加藤(万)委員 大変明確な御答弁ですが、指定強化地域が関東ローム層を境にして決定をされているわけですね。この関東ローム層の東海沖地震に果たす科学的な役割りといいましょうか、これ直接の関係はないものと思つております。

以上でござります。

○加藤(万)委員 大変明確な御答弁ですが、指定強化地域が関東ローム層を境にして決定をされているわけですね。この関東ローム層の東海沖地震に果たす科学的な役割りといいましょうか、これはどういうふうに見たらよろしいのでございましょうか。いま東海沖地震と相模トラフとの関係は科学的にもないし連鎖性もない。といったまことに、関東ローム層という問題が多少その判断をする科学的な根拠に加えられておるのかどうか、その結果として関東ローム層を境にして指定強化地域が確立されているものかどうか、この辺はどうでしょうか。

○城野説明員 御説明をいたします。

今回の強化地域の指定は、駿河トラフ上に発生いたします東海地震がマグニチュード八程度のものであるという想定から出発いたしまして、そこで地震が発生いたしました場合に、周りの土地がどのくらい揺れるかという震動予測をいたして、

震度六以上になると予想される地域を含む市町村を指定したということです。これは先回もそういう御説明を申し上げたとおりでございまして、神奈川県につきまして申し上げますと、相模川流域のところにわりあいに弱い地盤があります。それから起つておる両方の地震が、いわば川流域のところにわりあいに弱い地盤がありまして、そこは震度六以上になると予想されます地域がござりますために指定をしておるという形になります。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

強化地域の中にも関東ローム層の地域は、実は

秦野市周辺は関東ロームの地層の丘陵地がござりますけれども、ここのことろも強化地域の中にに入つております。いまお話しの藤沢と茅ヶ崎の境のところは、たまたまそういう結果として出てきたという御理解の方が妥当なのではないかという気がいたしております。

は受けとめているわけですね。そうなりますと、先ほど御答弁がありました南関東の地震という、たとえば相模トラフとの関係は科学的にはございませんといつても、実感としては、伊豆があり大島があり、やがてこちらじゃないか、こういうことがどうしても不安感情として残つてくるわけですね。

したのですが、業務観測を昨年の四月に開始をいたしました。これは東海沖、御前崎沖にケトレブルの長さで言えば約百六十キロぐらいでございますが、現在非常に順調に作動してございます。この付近で、従来はほとんど検知ができなかつた東海沖の小さな地震とからそういうもののも的確に把握しております。この事実によりまして、東海沖の将来起こり得べき大規模地震に対しては、非常に大きな寄与といいますか貢献をすると私たちは考えておるわけでございます。

現在の海底地震計の敷設状況は以上でございま

年から六十年ぐらい後だろう、こう言われているのですが、世上言われている六十年説、九十年説という状況からいいますと関東大震災、時期的にもそういう状況になつてきているわけですね。どうでしょう、そういう面から見て、相模トラフにかかる観測点、観測装置、これを陸地上だけではなくて海底にも當時配置をされる、そして、いま幾つか申し上げましたそういう不安感を除去去ると、いうことはできないものでございましょうか。

時間がありませんから、続いて質問いたしますが、いま手元にいただきました資料によりますと、海底地震計は御前崎から約二百キロ先でございま

につきましては、百萬年から二百萬年ぐらい、この方ぐらいのいろいろな年代のものがござりますが、それはそれに次ぐ軟弱さである。だんだん年代が古くなるに従つて強固な地盤というようなものになるということではないかと思ひます。

それぞれ当委員会でも議論をされておるところです
から、そういう意味では、関東ローム層、確かに
秦野の方にも延びておるわけでありますけれども、
それを越えていく地域、あるいはそれが科学
的に西から押し寄せる地震の波動といいましょうか、
それの歯どめといいましょうか弾力性を持つ
地層として位置づけられるのか、ちょっとと不明確
なんですが、いずれにしてもこの地層の
問題は、強化地域をこれからも選定される上に非

にとりあえず伊豆沖地震の表面上にそういう観測地点を設ける、こういうお話をございましたが、どうなんでしょう。前段に申し上げましたようなそういう住民の不安感情からまいりますと、いや伊豆沖と大島沖とは違うのです、あるいは、これから起きる相模トラフとの関係は科学的にはこうこういう形で違うのですという、そういうものが観測上のデータとしてでも明らかになり、住民の不安感を解消していく、こういうことに役立つと私は思うのですが、現在のこの海底地震計の観測の状況、いま配置をされておる状況並びにその結果として起きている状態といいましょうか、現在の状況をひとつ御説明いただきたいと思うのです。

○加藤(万)委員 地震が大変たくさん起きるものですから、伊豆沖地震と東海沖地震、大島沖地震、多少連鎖性というものをどうしても想像してしまって、伊豆沖地震と東海沖地震との関係は当初御答弁で述べられたとおり、これは関係がない、むしろ誘発性、連鎖性というものはそこの地点から起きない、こう理解してよろしいでしょうか。先ほどの相模トラフとの関係と同じように。

○渡辺説明員 お答えいたします。

相模トラフで起こるところの一連の地震の中にいわば伊豆沖とか大島沖がございます。それと、いま問題になっている大震法に関係あります東海沖、これは駿河トラフであります。それとの関連は、先ほど申しました事由によって関係はございませんということをございます。

すね。このほかに自己浮上型の海底観測装置があると聞いておるのでですが、これは常時定位装置にあらわけではないようですから、そういうものをたとえば相模湾あるいは伊豆大島、その近所に配置をして、これらのデータも集約をしながら、いま言つた相模トラフ、駿河トラフとの関係、あるいは東海沖地震といわゆる第二次関東大震災といいましょうかこれとの関係を明確にする資料、データを集められる、これも一つの地域に対する人間心安定のための施策ではないか、こう思うのですが、このことはお考えになつていないのでしょうが、それとも、もし財政が許せばそういう装置もつけてそれぞれのデータに基づく資料の集積に当たりたい、こういうのをございましょうか、これ気象庁にお聞きましょか。

常に重要な位置になると私は思いますので、ぜひ頭の中に配慮していただきながら、これから起きた防災計画について御検討いただきたい、こう思っています。

それから、昭和五十三年でございますが、伊豆沖地震がずっと連発をいたしまして、たしか一月ほど思いますけれども、たまたま大島沖地震が発生をしたわけでございますね。科学的なことが當時把握できませんでしたから、どうも伊豆沖地震が連鎖性を持ちながら大島沖地震に波及していくのであります。住民の側からしますと、大島沖地震ではないか。伊豆沖地震も同一のものというふうに実感として

先生、前段に私は、先ほど東海沖それから関東の相模沖の違いを申し上げたので、伊豆半島と大島のは先生も御存じのように、連なつてゐる一つのところでござります。確かに伊豆半島沖と大島沖というは非常に近いところにありますので、ここ数年群発地震が起きておることは事実でございます。ですから、この関係についてのことは半ばどの答弁とは違つておりますので、御了解願いたいと思います。

それから、海底地震観測網のシステムの問題であります。ですが、東海沖に昨年の四月一日から――これは從来お金かけまして研究的に施設整備しま

○ 加藤(万)委員 私の質問の段階でも混乱するくらい、地元では、相模トラフと駿河トラフ、いわば伊豆沖地震と東海沖地震、そのくらい体では、実感としてはそういう感じを実は持っているのですね。そこで、いま観測点の問題、観測装置の問題をお聞きしたわけですが、五十四年の四月からできて非常によい作動、よい結果、そしてこれが地震予知対策に有効な役割りを果たしている。

私はいま観測地点の図面をここにいただきましたが、ほとんど陸上の観測地点なんですね。委員長の経過を聞いておりますと、相模トラフは三十九

○遠辺説明員 先生の前段の部分、浮上型の海底地震計じゃない方の前段について私の方からお答えいたします。
相模湾周辺というのは非常に陸地、半島といいますか島に取り巻かれていますので、現在周囲で
の陸上の方の観測点からある程度われわれは把握
ができるということです。その先生もお持ちのパンフレットがございますが、非常に沖合
い、もつとなり冲合いのところまで行きません
と、どうも海底地震計の敷設の必要がございません
んで、そういうことがございまして私たちの方
は、相模湾周辺はある程度陸上でもつて高感度、

感度をよく観測しますと、周りから取り巻いて観測できると思つております。

以上でございます。

○加藤(万)委員 大島沖地震は、だつて観測できなかつたんだでしょう。これは大島にありますよ、観測点が、

○渡辺説明員 大笑いたします

先生、これは地震の規模によつて観測できるかどうか決まっておりまして、この前後の前震、本震、余震についてはかなりの程度、相当の量の地震は観測されております。

○加藤(万)委員
財政

ができる限り、地上の地震計による観測によつて、かなりのものがとらえられると言つても、大島沖のときには、あれはマグニチュード四ぐらいだつたでしようか、それも四で済んだからいいものの、もし六、七ということになりますれば、直接的にはあれは横浜、いわゆる京浜コンビナート地帯に影響があつたわけですから、そういう意味では、相当高度な感度を持ちながもなお、捕捉し切れると条件をぜひとも配置をしてほしい。これからどうする条件をぜひとも配置をしてほしい。これからどうりあえずは、東海冲地震に対する予算なりそれのための観測装置の整備でしようけれども、これは同地域の小濱先生からもしばしばあったことでござりますから、相模のトラフ、これから起きる第二次関東大震災に備えるという条件でも、私はこれからとの予算の段階でぜひ配慮していただきたい。

それから、予知全体の統一性についてお聞きをします。

海底調査は海上保安庁水路部 断層が通産、体積、ひずみが気象局、傾斜、重力は東大、こういうそれぞれの専門分野で予知を調査をされ集積をされているわけですが、こういうそれぞれの専門分野から出でてくるものを最終的には、どこで集積をしどこで統一性を持つてるのでですか。たとえば体積の面、ひずみの面、あるいは、傾斜問題ならば傾斜問題で東大の研究室が、もつと傾斜問題に対

する観測点、観測器具ないしは観測のための条件整備を行うべきだ、こういう意見が出た場合にそ

れを受けとめるのは、これは東大ですから文部省の所管になるのでしょうかね。そういうものを東海沖地震という問題に限定して統一性を保つとするならば、これはどこが受けとめてその全体の対策を立てるのでしようか。

○三浦説明員 お答えいたします。
地震予知は世界的に見ましても、いまだ完全に確立された手法はないと言つていいのではないだろうかと思つております。それでわが国の場合は、大学ですかあるいはいま先生から御指摘があり

ましたようないろいろな機関が、共同して分担して観測研究に当たっているというのが現状でございます。これは何といいましても、それぞれの機関あるいは大学というものが持つております能力ですとか特色あるいは持ち味というものがござりますので、その辺を十分に發揮するということが、現在置かれております地震予知の観測研究には非常に重要なことではないだろうかというふうに考えております。

こういったたくさんのお機関がござりますので、

内閣に地震予知推進本部といふものと設けてやつておるわけでござりますが、これの本部長といふのが科学技術庁長官でございます。この本部を中心いたしまして、先ほどの観測研究を行つておられます機関を一体的に機能させるようやつているというのが現状でございます。

指摘になりましたように特に東海地域のということになりますと、これは大震法で定められておりますように気象庁がその責任を持つております関係上から、気象庁を中心的に観測研究を充実していくという必要がありますので、その辺につきまして、関係機関、関係省庁とその方向での万全を期するような方向でやっているところでございま

○加藤(万)委員 わが国の行政が、全般を通してやはり縦割りなんですね。たとえば建設事業一つ

とりましても、ときにはそれが厚生省であり建設省であり、一つの事業も縦割りの系列でそれぞれ

の事業が行われる、そういう特性を持つてゐるわけですね。したがつて、いま地震予知に対する各専門分野、おっしゃられたような状況で、それぞれが深い専門的な知識と集約されたデータを集められるということは私は認めますが、その相互

の横の整合性といいましょうか、さらには加えて、その整合性に基づく全体の予知体制、こういうものにどうしても欠けるのではないかという疑問を持つのですよ。その結果として、気象庁で全部を集約して、それが測地学審議会に提起をされ、そ

れがさらに推進本部に建議をされ、推進本部の建議がまた各省に戻つて予算の獲得、大蔵省との折衝、こういうことになるというふうに聞いているのです。

私はどう見ても、どこかできれば一つの個所でまず集約し、同時に、全体像をつかめる中で大蔵省に対しても予算の折衝をしていく。たとえば測地学審議会が提起をされた諸問題について、この十五年度予算なりあるいは五十六年度でもいいのですが、三ヵ年なり五ヵ年という計画の中で全体

予算を提起され、建議をされている建設事項を消化するだけの予算が確保されているのだろうか、私は大変疑問に思うのです。推進本部が決めたことをまた各省に持ち帰つて、たとえば厚生関係でいけばこういう予算、あるいは自治省関係でいけばこういう予算、そういう形で、各省が前年度の予算に比べて多いの少ないのという形で、一番緊急でしかも重要なものが一〇〇%確保されない、こういううらみが予算上に出でくるのではないのか

という、心配を持つのです。
したがつて、たとえばこの東海沖地震などとい
うのは、いわば間近に迫つた緊急事態ですね。そ
れに伴う各地方自治体からの財政措置というも
のが提起をされているわけです。それだけに統一性

あるいは全体像をつかんで、大蔵省との予算折衝ができる体制をつくるべきではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○三浦説明員　ただいまの先生の御質問では、予算につきまして一元的に対処する必要があるであ

ろうという御質問だと思いますけれども、現在、地震予知の観測研究の必要性ということから、震予知推進本部におきまして関係省庁の地震予知関係の予算を取りまとめてございます。推進本部の立場で財政当局にその辺の絶大な確保というこ

○加藤(万)委員 予算額も手元に資料としていた
とをお願いしてござりますし、それから予算につ
きましては、それぞれ関係各省庁が直接、担当主
計に交渉する問題でございますので、両方の面か
ら予算要求等をやつてござります。

だきましたが、科学技術庁、文部省、通産省それぞれ集約をして集計しますと、予知関連に伴う予算は八十六億六千四百万円ですか、しかし、予算の大蔵省との折衝段階、確定段階というのは皆さんもう御承知のとおりで、たとえばいま目の前にある緊急事態に対しても予算の確保というのは比較的楽なんですね。しかし、地震が起きるであろうという条件の中の予算確保というのは、各省の予算の要求段階から含めて、折衝段階でややおろそかにされる危険性というのは十分あるわけですですね。私は、いま推進本部と各省がダブルでそれぞれ大蔵省に対して予算要求をしている、こういうことですが、できれば推進本部が総まとめをして、いま言つた地震予知関連を含む総額予算を横の連携をとりながら一つの窓口で確保をする、条件整備をする、こういうことの方が日本の行政機構から見て適切な措置ではないか、こう思うわけであります。

を大臣に聞くわけにはまいりませんけれども、ひとつせひこの面は、いまいらつしやる自治省の関係の方から大臣にも御進言をしていただきたい、予算措置に万遍漏なきよう如期していただきたい、こう思います。答弁いただけますか。

○近藤(隆)政府委員　自治省も推進本部の一員でござりますので、お説の趣旨、十分了解いたしま
す。

大地震があるということに対する無神経さから来てゐる要素もあるのではないかと、率直に言つて申し上げたいと思うのです。

関東大震災の折に私の家が宿になりましたとして、京浜地帯で被災した人が私の家で何人か亡くなつてゐるわけですね。相模川が落ちましたから、勢い私の家が宿になつたわけですが、この人たちを見ますと、建物によつて死傷して私のところに収容されたのではないのです。たとえば保土ヶ谷地域で硫酸をかぶつて、その硫酸液で私の家で亡くなつて無縁仏になつた人があるのですね。ということを見ますと、これは一つの関東大震災の例ですから、そのまま今日の科学的条件の進歩の中で当てはまるとは思ひませんけれども、やはりジエット燃料の輸送路をこの最も軟弱な地盤に持つて配車をさせるといふなどは、一つのそういう無神経さのあらわれではないか。いわば先ほども御説明がありましたが、新幹線なりそういう輸送中の際に大地震が起きたときの対応策といふものが、科学的にあるいは実質的に検討がされていないそこにそういうものが生まれ思つたわけです。御答弁は要りませんけれども、こういうところにもしっかりと目を置いていただき緊急に実行計画を立案していくだく、このことを私は要請しておきたいと思うのです。

大臣もお見えになりましたから、さらにお伺いしますが、大地震災害時における法律の中で大きな問題になりましたのは、自衛隊の出動の問題でござります。警戒宣言が発令された場合に、それの本部長は内閣総理大臣が行うわけですが、この警戒宣言発令の時期に自衛隊の現地への出動といふことはあり得るのでしょうか。

○城野説明員 御説明申し上げます。

大規模地震対策特別措置法におきましては、地震があるかもしれないというおそれが大きいときに、警戒宣言というものを内閣総理大臣が出し、各般の、地震防災応急対策と申しておりますが、

地震が発生するまでの間に地震の災害を最小限度に抑える、もしくは発生したとした場合の被害の拡大を防止する施策を公共機関、地方公共団体、一齊にとつていために行動につきまして、地方公共団体、行政機関、指定

公共機関等が行います地震防災のための行動につきまして自衛隊の支援を要請する必要があるときは、内閣総理大臣の方から防衛庁長官に対しまして、部隊等の出動を要請することになるわけでござります。その場合には、自衛隊の出動を強化地域内に持つていくこともあり得るというふうに考

えるわけでございます。

ただ、その内容として現在、お打ち合わせをあらかじめいたしておりましたものは、緊急要員の派遣でござりますとか、情報の資料収集でございますとかといふよう、自衛隊の持つております装備等から見まして、その機動性といふことに着目した部分が主たる任務としてお願いをすることになろうというふうに考えておる次第でございま

○加藤(万)委員 警戒宣言の発令時、すなわち起きるかもしないという前段の段階では災害出動は、いまおっしゃいました情報収集活動であつて、治安出動はありませんか。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

地方公共団体なり警察、消防、それからいろいろな国の各機関、国鉄等を初めとする指定公共機関が行ないます予防的な活動に対する支援を自衛隊にやつていただくということでございまして、自衛隊そのものが目的としてたとえば治安出動といふようなことは、仕組み上ないわけございません。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

地震防災派遣は、災害の派遣と違います。各地方公共団体の長には派遣の要請権は直接規定されていないわけですが、内閣総理大臣が本部長でございます、その本部長が要請した場合に派遣を行うという形になつてございます。その派遣の内容は、繰り返して申し上げますが、防災関係の機関が行います。地震が発生しましたときに災害を防止する、それから災害の拡大を防止する措置につきまして協力を申し上げるという範囲のものでございます。

○加藤(万)委員 治安出動があるかないかといふことだけに限つて言えば、いまの御答弁はきわめて不満足です。本部長が要請された場合には災害のための自衛隊の出動、その災害の範囲がきわめて幾通りにも解釈できるようなお答えですから、私は治安出動もあり得るということが背景的に存在をするように思うわけです。しかしこれはいずれにしても、警戒宣言発令時であります。

しかし、警戒宣言が不幸にして事実となつてあられたときにはどうでしょうか、自衛隊の治安出動といふものもあり得るのでしょうか。事実となつてあられた場合には、条件的には相当違つてまいりますね。一種の災害を排除する、たとえばシヨベルカーを持っていて道路を改築したり、あるいは通信網を云々したりしていま言いました幾つかの情報の収集を行つたり何かするという状況よりも、人心的な擾乱が起きる、人間的な集合体としてのパニック状態が起きる、そういうものに対して何といいましょうか、どう治安を守るかという条件が起きてくる場合もあるわけですね、この場合は自衛隊の治安出動ということはありますか。

○依田説明員 お答えいたします。

いま一般治安の問題に関連する質問でござりますので、お答えさせていただきますが、私どもこの大規模地震対策につきましてはまず、パニック等の異常事が起こらないような対策を講ずることが何より第一といふことで、且下関係機関等と銳意詰めているところでございます。

それでも、いろいろアンケートの結果その他を見ましても、やはり異常な状況になると民心不安等から、いろいろな事態が生ずるおそれがあるというようなことから、まずその地域における警察、これは静岡初め六県で三万四千ぐらいの警察力があるわけでございますので、まずこれをいかにして早く招集してこの事態に対処させるか、これが第一で、いま鋭意具体的な計画を練つていては、内閣総理大臣が、通常の警察の運営状態では警察法の六十条等でも、他の公安委員会を要請して警察官の応援派遣を求めるというようなことになりますのでございまして、さらに、この地元だけではなくておりまして、全国警察官二十一万ございまして、十分対処し得ますし、また、警察法第六章では内閣総理大臣が、通常の警察の運営状態では警察の運営が非能率であるというような状況下においては、国家公安委員会等の勧告に基づきましていわゆる緊急事態の布告といふことで、一時的に警察を統制して対処するというようなことにもなつておりますので、私どもはこんな最後の段階になるようなることになるようではこの大規模地震対策は意味ない、こう考えておりますので、いま十分事前対策等も講じまして一般の警察力をもつて対処し得るものと考えておりますので、いま対策はこの事態等に対処し得ない場合といふことになりますので、現在のところはそういうことでは対処し得るものと考えておりまして、自衛隊の対策は意味ない、こう考えておりますので、いま十分事前対策等も講じまして一般の警察力をもつて対処し得るものとと考えておりますので、いま対策は意味ない、こう考えておりません。

○加藤(万)委員 あつてはならない事態であることは事実です。したがつて、当委員会でも各先生はこの事態等に対処し得ない場合といふことになりますので、現在のところはそういうことは考えておりません。

○依田説明員 お答えいたします。

これは東海沖地震の例ではございませんが、防衛庁が昭和四十六年に、関東大震災が起きた場合を想定する災害派遣計画をつくつていらつてしまふですね。その前段に、これは昭和五十年、事務レベルにおいて見直しているので、これは若干修正があるのですが、五十年十月以降規模修正

をされたのかどうか、私の手元に資料がありませ
んから申し上げることはできませんが、この際の
自衛隊の出動計画は、五万七千人ですね、航空機
が三百機、艦船が六十八隻ですか、大変ないわゆ
る軍隊、軍事力を持つ自衛隊の出動ということと
になるんですね。いまそういう事態があつては
なりません。同時にそういう事態を想定した云々
という話が東海沖の場合にはありますけれども、す
べてにこういう計画がなされ、打ち合せをされて
いるのじやないですか。

私はそうだとすれば当然、東海沖地震について
も自衛隊の治安出動、同時に、先ほど御説明あり
ました警察官の全体の配備等が整合性を持たせな
がら計画されているというように認識をするので
すが、いかがでしようか。

○坪井説明員 お答えいたします。

いま先生の御指摘にありました南関東の震災計
画というのをかつて作成したことなどがござります
が、その後、大変時間がたつておりますし、修正
しなければならない箇所もずいぶんございまし
て、現在、それにつきましては修正するといふこ
とを国会等でもお答えしておりますが、現在は、
先ほど来問題になつております東海地震に対する
防衛庁としての対処計画というものを策定してい
る段階であるということでございます。

陸海空のそういう具体的な計画を現在策定中
で、まだ固まつた段階ではございませんけれども、
その前段階としまして、防衛庁にも防災業務計画
というのがございまして、これをことしの一月末
に修正させていただきまして、大筋の方針といい
ますか、東海地震に取り組む防衛庁の姿勢あるい
は手続、それから先ほど來の地震防災派遣につい
てどのような支援をするかということ、そ
ういったことを定め、さらに、そういったものに
基づきまして部内で作業しているというところで
ござります。

けですから、警察庁との関係でも連携、あるいはその作成段階での総合的な研究、連絡というのはあるわけでしょう。また、なければおかしいですね。東海沖地震に対して、東海沖の場合には大都市が含まれないから、そういうパニック状態が起きないという前提に立ってやられるにしても、そこには何らかの連絡と調整、そして総合化された災害対策と治安、警備という問題が出されてこなれば、常識的におかしいですね。警察庁の方はいま、そういうことは考えておりません、こう言うのですよ。あなたの方は自衛隊、防衛庁は考えている、こう言うのです。一体これはどつちが正しいのですか。

○依田説明員 先ほど考えておりませんと言つたのは、具体的な治安出動ということでございまして、各官庁、たとえば防衛庁の場合も警察の場合も、国の段階では警戒本部に入っておりますし、県の段階でもそれぞれ関係者が入つておつて、密接な連絡をとりながらやつていく。そして、現在も警察の段階では、具体的いろいろな現場においてどういう関係でやつっていくかというような具体的な詰め、こういう問題は、防衛庁に限らず各省庁、先ほどの御指摘の国鉄の問題等に関しましてもいろいろ密接な連絡をとつてやつておるということです。いまして、協力はしながら連絡をとつておるということです。

○加藤(万)委員 災害出動については連絡調整しているけれども、治安出動については全然やつていませんとというのは、うなづけませんね。

この関東大震災規模の場合の軍の出動計画は、先ほど話しましたように五万九千人、これは当時の策定ですよ。関東大震災のときに、調べてみましたら、軍隊の派遣は四万九千人ですよ。そして戒厳令をして、戒厳司令長官がすべての治安であるいは当時の災害に対する権限を持ち、行つたわけですね。その一つの条件として出てきたのが、例の朝鮮人狩りであり、赤狩りであり、亀戸事件であり、大杉栄が虐殺されるという、こういう事件が発生したわけですね。当時の内閣がこれは行

き過ぎだ、いわゆる軍隊の治安に対する行き過ぎであるということでこれを戒めたのが震災発生後一ヶ月を過ぎての後ですね。

東海沖地震は先ほど言いましたように、大都市の集積地ではないけれども、しばしば議論がありますように、仮に震度五にして東京や神奈川のコンビナート地帯がそういう混亂状態に陥る同じ条件に陥る。とするならば、そこまで当然強化地域指定をしてそのことを行わない限り、そこでどういう状況が起きるかわからないと私は思うのですよ。したがつて、横浜、東京、あるいは言うところの東京を中心とする密集地帯にパニック状態が起きるということも一つの想定の条件としては入れておかなくちやいけないと思うのですね、きょうは時間がありませんからそこまで追及できませんけれども。

大臣にこれはお聞きしますけれども、関東大震災のときには警視総監も含めて戒厳司令部司令官の命に従つて治安と災害行動を行うようになります——資料を申し上げればよろしいのですが、もう時間がありませんから申し上げませんが、一体そういう状況になつたときの現地の最高指導機関、いまは日本の場合には戒厳のあれはございませんから、そういう緊急重要な事態に対する宣言が行われた後の、最高本部長は内閣総理大臣ですが、現地で実際に指揮する者、一方には警察官があり、一方には五万七千人という軍隊を持ったときの最高の指揮命令はどなたがされるのでしょうか。内閣総理大臣から現実に現地指揮をするのはどなたが行うようになるのでしょうか。

○後藤田国務大臣　いま御質問の中にございましましたように、中央では災害対策本部が設けられて、その本部長は總理大臣、現地にも災害対策本部ができますから、そこへ関係機関の係官が出ていく、それぞれの機関がそれぞれの立場において活動を協力をしながらやる、こういういまの仕組みになります。

○加藤(万)委員　一番問題なのは大臣、警察官と

いう場合には、主として治安維持とか総体的な中で警備を行う、警察業務を行う、行政を行なう、こうなつてゐるのですね。自衛隊の場合には、日ごろの訓練が常に敵対関係でやるわけですね。敵とわれわれという、言うところの生きるか死ぬかというそういう訓練の機構と組織だと思うのですよ。したがつて、関東大震災の経過を見ますと、警察官の職務の持つているところ、これは警視总监と当時の戒厳司令長官が対立したわけです。警察の人は、これは行き過ぎだと、こう言つてゐるわけです。しかし、戒厳司令長官の方からいけば、当然だ、こう言つてはいるわけですね。これはやっぱり私は、日ごろの行政の訓練と行動、組織のあり方があつたからだと思うのです。もし五万七千人の軍隊がいて、最高本部長は總理大臣ではあるけれども、現実にそれを指揮する現地命令を起こす人が、ちょうど当時も内閣があり、戒厳司令長官がいたわけですが、そういう形にしてしまつたら、パニック状態をより混乱させると思うのですね。

私は、これは適切であるかどうかわかりませんけれども、たまたま自治大臣が國家公安委員長ですから、國家公安委員会がこの最高指揮を行なわれたらどうかと思うのですよ。これがいいかどうかまだ議論のあるところでしようけれども、いわば敵対関係のところが長としてこの指揮をするのじゃなくて、常に治安とそういう面では総体關係で行政機構を預かっているそこが行なうべきではないか、こういう私見を持つてはいるわけですが、大臣の所見をお聞きしたいと思う。

を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の二条を加える。

(許可の申請)

第四条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲又は刀剣類の種類（総理府令で定める猶銃の種類を含む）

三 銃砲又は刀剣類の所持の目的

四 その他総理府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

第五条第一項中「場合」の下に「又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合」を加え、同項第四号中「三年」を「五年」に改め、「取り消された者」の下に「及び同条第五項の規定により許可を取り消された者」を加え、同項第五号中「終り」を「終わり」に、「三年」を「五年」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 次条第二項第二号に規定する行為をして罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

第五条第四項中「三年」を「五年」に改める。

第五条の二第三項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「二十歳（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳以上であり、かつ、その者が）を削り、同項第一号中「受け」の下に「所持しようとする種類の」を加え、同項第三号中「第五条の四第二項」を「所

持しようとする種類の猶銃に係る第五条の四第二項」に改め、同項第四号中「第九条の四第三項」を「所持しようとする種類の猶銃に係る第九条の四第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猶銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいづれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者）

二 銃砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刀物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3 第四条の二の規定は、前項の規定による許可の更新を受けようとする者について準用する。

第八条第一項中「第五条の五」を削り、同項第六号中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第四項第二号」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二第二項第一号」に改め、同項第六項中「第五条の二第二項第一号」を削り、同條第八項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条第一項中「又は第五条の五」を削り、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同條第二項中「猶銃等販売事業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者を除く。」を加え、「猶銃の操作」を「都道府県公安委員会が指定する猶銃を使用して、その所持しようとする種類の猶銃に係る猶銃の操作」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第五条第一項第一号及び第二項を除く。及び第五条の二（第三項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猶銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

第五条の四に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の技能検定を受けようとする者について準用する。

第五条の五を削る。

第六条第一項中「総理府令で定める手続により」を削り、同條に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の外外国人について

て準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第七条の三第一項中「総理府で定めるところにより」を削り、同條第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、前項の規定による許可の更新を受けようとする者について準用する。

第八条第一項中「第五条の五」を削り、同項第六号中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第四項第二号」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二第二項第一号」に改め、同條第六項中「第五条の二第二項第一号」を削り、同條第八項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条第一項中「又は第五条の五」を削り、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同條第二項中「猶銃等販売事業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者を除く。」を加え、「猶銃の操作」を「都道府県公安委員会が指定する猶銃を使用して、その所持しようとする種類の猶銃に係る猶銃の操作」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第五条第一項第一号及び第二項を除く。及び第五条の二（第三項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猶銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができる。

第五条の四に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について準用する。

第六条第一項中「総理府令で定めるところにより」を削り、同條第二項中「猶銃等販売事業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者」を加え、「猶銃の操作」を「都道府県公安委員会が指定する猶銃を使用して、その所持しようとする種類の猶銃に係る猶銃の操作」に改め、同項に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について準用する。

第七条第一項中「又は第五条の五」を削り、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同條第二項中「猶銃等販売事業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者を除く。」を加え、「猶銃の操作」を「都道府県公安委員会が指定する猶銃を使用して、その所持しようとする種類の猶銃に係る猶銃の操作」に改め、同項に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について準用する。

第五条の五を削る。

第六条第一項中「総理府令で定める手続により」を削り、同條に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の外外国人について

射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ。）を受けるなければならない。

所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の第四項ただし書きに規定する者に該当する場合を除き、その認定を行ひ、政令で定めるところにより、有効期間を定めて認定証を交付しなければならない。

2 射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする種類ごとに、あらかじめ、住

て、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならぬ。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の第四項ただし書きに規定する者に該当する場合を除き、その認定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

3 都道府県公安委員会は、前項の認定を受けた者が、第五条の四第一項の規定による猶銃の所持の許可を受けようとする者並びに「に改める。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

4 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について準用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受けた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、当該教習射撃場に備え付けた猶銃（以下「備付け銃」という。）について、その種類ごとの数その他の総理府令で定める事項を、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。届出に係る事項に変更があつた場合も、同様とする。

第二十三条の二中「第五条の五」を削る。
第二十四条の二第一項中「銃砲、刀剣類又は第
二十二条に規定する刃物(以下この条において「銃
砲刀剣類等」という。)」を「銃砲刀剣類等」に改
め、同条第八項後段中「前項の銃砲」を「第二十
四条の二第七項の銃砲」に改める。
第二十五条第三項第一号及び第二十六条第一項
中「第五条の五」を削る。
第二十七条第一項第二号中「第五条の五」を
削り、同条第三項後段中「第一項」を「第二十七
条第一項」に改める。
第二十七条の二第二項中「適合しているかどうか
か」の下に「第九条の六第二項の届出に係る備
付け銃を備え付けているかどうか、若しくは第九
条の七第二項の總理府令で定める基準に適合する
設置及び方法により当該備付け銃を保管してい
かどうか」を「第十条の七第二項」の下に「にお
いて準用する第九条の七第二項」を加え、同条第
三項を次のように改める。
3 第十条の五第四項及び第五項の規定は、前項
の規定による立入りについて準用する。この場
合において、これらの規定中「第二項」とある
のは、「第二十七条の二第二項」と読み替えるも
のとする。
第二十七条の二第四項を削る。
第二十九条の表第一号中「二千円」を「三千円」
に改め、同表第二号中「五千円」を「七千五百円」
に改め、同表第三号中「許可証」の下に「(第九条
の五第二項の認定証を含む。)」を加え、「三千円」
を「四千五百円」に改め、同表第四号中「二千円」
を「三千円」に改め、同表第五号中「千円」を「千
五百円」に改め、同表第六号中「二千円」を「三
千円」に改め、同表第七号中「三千円」を「四千
五百円」に改め、同表第八号中「千円」を「千五
百円」に改める。
第三十一条の三第二号中「第五条の五」を削
る。
第三十二条第一号中「第十条の七第四項」を「第
十条の七第三項」に改める。

第三十五条第三号を削り、同条第二号中「第一条の六第三項」に、「第十一条第五項若しくは第六項を「第九条の八第三項、第十一条第六項若しくは第七項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第四条第二項（第五条の五第三項において準用する場合を含む。）」を「第四条の三第一項に改め、「第九条第三項」の下に「、第九条の五第三項後段、第九条の七第二項（第十条の七第二項において準用する場合を含む。）」を「第四条の三第一項に改め、「第九条第三項」に次の一一号を加える。

一 第四条の二（第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項及び第九条の五第四項において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第三十五条第四号中「第二十三条の二」を「第九条の六第二項、第九条の七第四項（第十条の七第二項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第二十七条の二第二項」を「第十条の五第二項又は第二十七条の二第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第十三条前段の規定により警察職員が行う許可証及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要要求若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第十三条後段又は第二十七条の二第二項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をした者

第三十七条中「第三十五条第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」を「第三十五条」に改める。

過した日から施行する。ただし、第五条第一項の規定による改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、第八条第一項第六号の改正規定（三年を五年に改める部分に限る。）、同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第一項第三号及び第四号に係る部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（許可証）の下に「（第九条の五第二項の認定証を含む。）」を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第五条の五の規定により銃砲の所持の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

3 前項に規定する者に係る射撃教習における教習射撃指導員の銃砲の所持については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第四条若しくは第六条の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は旧法第七条の三の規定による銃砲若しくは空気銃の所持の許可の更新を申請している者の申請書及びその添付書類は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第四条の二（第六条第三項及び第七条の三第三項において準用の場合を含む。）による申請書及びその添付書類とみなす。

5 この法律の施行前一年内に交付された旧法の規定による合格証明書又は教習修了証明書（附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る合格証明書又は教習修了証明書を含む。）は、新法の規定による合格証明書又は教習修了証明書とみなす。

この法律の施行の際現に旧法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧法第十条の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下この項において「改正規定」という。）の施行の際現に改正規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分（第七条の三第二項の規定による許可の更新を除く。）に関しては、改正規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

〔地方公務員災害補償法の一部改正〕

第一条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人數（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受け得ることができる遺族の人数をいふ。）の区分に応じ、一年につき當該各号に定

一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額（五十五歳以上の妻又は自治省令で定める廃疾の状態にある妻である場合には、平均給与額に百七十五を乗じて得た額）

二 二人 平均給与額に百九十三を乗じて得た額

三 三人 平均給与額に二百十二を乗じて得た額

四 四人 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

五 五人以上 平均給与額に三百四十五を乗じて得た額

第三十三条第四項第一号中「五十歳又は」を

第三十九条の次に次の二条を加える。

二

第三十九条の二 傷病補償年金、障害補償年金
又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」とい
う。）の額に五十円未満の端数があるときは、
これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数
があるときは、これを百円に切り上げるもの
とする。

第四十条第一項中「傷病補償年金、障害補償
年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」

という。――を「年金たる補償」に改める

といふ」を「金たる補償」に改める。
第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十一条の二 年金かる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権

の政令で定める率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、基金は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、補償として、

障害の等級	額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

第六十一条第一項中「差し押える」を「差し押さえ」に改め、同項に次のただし書きを加え
る。

ただし、年金たる補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に

供する場合は、この限りでない。
第七十一条中「規定する者と」の下に「、同
条第二項たゞし書中「年金たる補償」とあるの
は「年金たる補償に相当する補償」と、第六十
三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障
害補償及び遺族補償に相当する補償」とを加
える。

附則第五条の次に次の二条を加える。

障害補償年金差額一時金

第五条の二 当分の間、障害補償年金を受ける

権利を有する者が死亡した場合において、そ

の者に支給された当該障害補償年金及び当該

障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額は、次の表の二種類に掲げ、当該

の額の合計額が次の表の上欄に掲げる。当該
算書補賞年金に係る算書の等級に応づ、それ

聞言補價年金に係る障害の等級に応じて各額

金について第四十六條の規定が適用された場合

合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条

第一類第二號 地方行政委員會議錄第十九號

理由

公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する保護の充実を図るため、遺族補償年金の額を改善するとともに、障害補償年金一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度を創設し、その他補償の内容を改善整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十二年六月二十二日付）
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律
（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一
部改正）

第一條第一項第一号中「第六条の四」を「第三条の四」に改める。

一 昭和五十三年三月二十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額(退職をした日ににおける当該年金の額の算定の基礎となつた新法の給料年額に係る新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料年額について新法第百十四条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)

三月三十一日までの間の退職に係る年金
当該年金の額（その額につき年金額の最低
保障に関する新法及び施行法の規定の適用
があつた場合には、その適用がないものと
した場合の額）の算定の基礎となつた新法
の給料年額、退職年金条例の給料年額又は
共済法の給料年額（当該退職に係る地方公
共団体の給与条例等の給料に関する規定に
つき昭和五十三年度において改正が行われ
た場合において、当該改正後の給与条例等
の給料に関する規定（これに準じ又はその
例によることとされる場合を含む。以下こ
の号において同じ。）の適用を受けなかつた
一般職の職員であつた者（当該改正前の給
与条例等の給料に関する規定の適用を受け
ていた者に限る。）に係る年金については、

当該退職の日にその者について当該改正後
の給与条例等の給料に関する規定が適用さ
れていたとしたならばその者の年金額の算
定の基準となるべき新法の給料年額、退職
年金条例の給料年額又は共済法の給料年
額)にその額が別表第九の上欄に掲げる給
料年額のいずれの区分に属するかに応じ同
表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、當
該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加
えて得た額(その加えて得た額のうち新法
の給料年額に係るものについては、その額
が四百六十八万円を超える場合には、四百
六十八万円)

2 前項の規定は、地方公共団体の長等の退職
年金等のうち、昭和五十四年三月三十一日以
前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受
けるものを除く)で昭和五十五年三月三十一
日において現に支給されているものについて
準用する。この場合においては、第一条第六
項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の退職年金等で昭和
五十五年三月三十一日において現に支給され
ているものについて準用する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

第十条の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における通算退職年金及び
通算遺族年金の額の改定)

第十条の五 地方公務員共済組合の組合員であ
つた者に係る新法の規定による通算退職年金
のうち、昭和五十四年三月三十一日以前の退
職に係る年金(第四項の規定の適用を受ける
ものを除く)第三項において「昭和五十四年
三月三十一日以前の通算退職年金」という)
で昭和五十五年三月三十一日において現に支
給されているものについては、同年四月分以
後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額
を二百四十で除し、これに当該通算退職年金

当該退職の日にその者について当該改正後
の給与条例等の給料に関する規定が適用さ
れていたとしたならばその者の年金額の算
定の基準となるべき新法の給料年額、退職
年金条例の給料年額又は共済法の給料年
額にその額が別表第九の上欄に掲げる給
料年額のいずれの区分に属するかに応じ同
表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、當
該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加
えて得た額（その加えて得た額のうち新法
の給料年額に係るものについては、その額
が四百六十八万円を超える場合には、四百
六十八万円）

前項の規定は、地方公共団体の長等の退職
年金等のうち、昭和五十四年三月三十一日以
前の退職に係る年金（次項の規定の適用を受
けるものを除く。）で昭和五十五年三月三十一
日において現に支給されているものについて
準用する。この場合においては、第一条第六
項後段の規定を準用する。

前二項の規定は、沖縄の退職年金等で昭和
五十五年三月三十一日において現に支給され
ているものについて準用する。

第一条第五項の規定は、前三項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

イ 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十三年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額（退職をした日ににおける当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料に係る新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料について新法第百四十二条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額をえた金額）を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合は、四百六十八万円）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十三年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に

を「二、一一一、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、四六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万一千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百三十一条第二項第五号の改正規定は同年十月一日から、同法第三条の三第一項第一号の改正規定は同年十二月一日から施行する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第一百四十三条の四の二及び第一百四十三条の十の二第一項の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項中「百十三万四千円」とあるのは「一百二万五千円(当該遺族年金を受けた遺族にその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものが二人以上ある場合にあつては、百三万七千円)」と、同条第二項中「百十三万四千円」とあるのは「百二万五千円」とあり、及び「百三万七千円」と、「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、同表中「三、一五四、〇〇〇円」と、「二、一一一、〇〇〇円」とあるのは「二万九千八百円」と、「一、四六四、〇〇〇円」とあるのは「一、三八四、〇〇〇円」とある。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩

七万九千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十九万三千七百円」と、改正後の施行法第百四十三条の四の二中「七十万円」とあるのは「六十七万九千六百円」と、改正後の施行法第百四十三条の十の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万九千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十九万三千七百円」とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第四条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する法律)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二条)の一部を次のように改正す

る。

第七十八条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十八条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十条第三項第一号及び第八十一条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十七条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万一千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第九十三条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十三条の四中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第二十条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第二十四条第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職

給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十二条中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第一百四十三条の四第二項中「五十三万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

五百三万七千六百円」に改める。

第十四条(年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律)(一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十九万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の五第五項の規定により読み替えた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十二条中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

五百三万七千六百円」に改める。

第十四条(年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律)(一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十九万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の五第五項の規定により読み替えた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職

年金に係る通算遺族年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年六月一日から施行する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定(改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定を除く。)及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

3 改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

理 由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、地方公務員等共済組合法による退職年金等について、算定の基礎となる定額部分の額及び最低保障額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。